

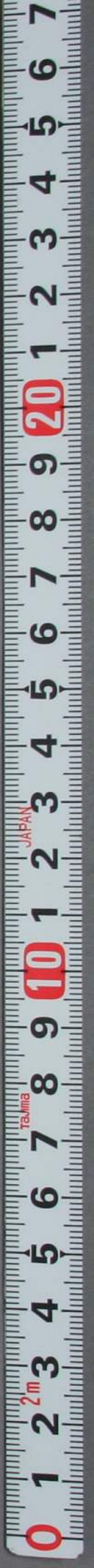
訂正
標註
神皇正統記

今泉定介
島山健
訂正標註

中卷

史六二

リ 5
1390
2



今泉定介
 訂正標註
 畠山 健

訂正
 神皇正統記

教育書
 東京 普及舎
 專賣所

明治三十四年十一月五日

坪内梳藏氏寄贈

東京
 區大久保
 百香地

其の妻ハ中清姫也
 古事記 採進眉輪
 王この時七歳あり

伊弉門
 1.390
 卷 2

訂正標註 神皇正統記中卷
 北畠親房御著
 今泉定介
 訂正標註

第二十一代、安康天皇ハ、允恭第二の子、御母ハ忍坂大中
 姫稚野毛ニ派の皇子、應神の女あり、甲午の年即位、大
 倭の允穗の宮にまゝす、大草香皇子、仁徳のをあらそ
 て其の妻をくつて皇后とす、彼の皇子の子、眉輪の王を
 母にちとがひて、宮中より出で入りたり、天皇
 高樓の上に酔ひ卧し給ひ、るを窺ひて、さゝころして、
 大臣葛城の圓が家にふげ籠りぬ、此の天皇、天下を治め
 たまふ事三年、五十六歳おえ、まゝき
 第二十二代、雄略天皇ハ、允恭第五の子、安康同母の弟也

訂正
 教育書專賣所
 普及舎

此の天皇云々、性猛くまゝ、鳥城山にて懸橋を御自つき止め給ひし事、
よて一言主神と遊獵し給へしを以せり
と云べし

垂仁天皇御代云々、二十五年あり

り大泊瀬尊と申せり、安康あるは給ひしとき、眉輪王及、圓大臣を誅せり、
あまはへ、其のふとふくみせり、
市邊押羽皇子をさへよこりて、位小即き給ふ、
今年丁酉の年あり、大倭の泊瀬朝倉の宮にまゝす、
此の天皇、性猛くまゝ、
二十一年丁巳冬十月に、伊勢の皇太神、大倭姫命にを
へて、丹波國與佐の真井の原より、豊受の太神を
むらへ奉らる、
大倭姫命奉聞し給ひしより、
明年戊午の秋七月に、勅使をさして迎へ奉る、
九月に、度會の郡山田原の新宮にまゝす、
給ふ、
垂仁天皇の御代、皇太神、五十鈴の宮より、
四百八十四年に、
ちんちりよる、
神武のちんちりよる、
既、千百餘年

内外宮、天照大御神ハ、
奥座ナラ故、
内宮と申し、
豊受太神ハ、
外宮と申せり、
この稱ハ、
村上天皇の御代よりあり
といふ
皇太神の託宣云々
雜事記云、
雄略天皇即位二十一年丁巳、
皇太神宮重神託宣、
我祭奉仕之時、
先可祭豊受神宮也、
然後我宮祭事可勤仕也

ふちりぬる、
又、是まで、大倭姫命、
垂仁の御存生し給ひし、
内外宮のつらりも、
日の小宮の圖形文形によりて、
ならせ給ひたりとぞ、
抑、此の神の御事、
異説まゝす、
外宮に、
天祖天御中主神と申し傳へたり、
はせは、
皇太神の託宣にて、
此の宮の祭をさたせし、
神をたてまつるも、
先、
この宮をはきとり、
天孫瓊々杵尊、
六の宮の相殿にまゝすに依りて、
天兒屋命、
天太玉命も、
天孫につき申して相殿まゝすあり、
是より、
二所太神宮と申す、
丹波よりうつらせ給ひたる事ハ、
むら、
豊鋤入姫命、
崇神の御女、
齋天照太神を頂戴して、
丹波の吉佐の宮にうつり給ひたるころ、
この神あまくだりて、
一所に
おそます、
四年ありて、
天照太神ハ、
又、
大倭よりつせ

開化一彦坐
「丹波道王」

神龜年中、聖武天皇神
龜六年より

此の説を正とすべ
し、豊受神ハナべて
物を掌り給ふ神を
ハ、御食といふ義
より

給ひしを、そまより、此の神ハ、丹波ふとまらせ給ひしを、
道主命といふ人、いつき申したり、古ハ、この宮にて、御饌
をとるのへて、内宮へも、毎日におくりたてまつりしを、
神龜年中より、外宮に御饌殿を立て、内宮のを、一所
にて、まつるとも、やうの事によりて、御饌の神
と申す説あせど、御食と御氣との兩義あり、陰陽元初の
御氣ちまは、天狹霧、國狹霧と申す御名もあれ、猶、はき
の説を正とすべしとそ、天孫さへ、相殿ましませ、御
饌の神といふ説ハ、用ひうとき事にや、此の天皇、天下を
治め給ふ事二十三年、八十歳おとまりまき
第二十三代、清寧天皇ハ、雄略第三の子、御母ハ、韓媛、葛城
の圓大臣の女あり、庚申の年即位、大倭の磐余甕粟の宮

皇女一人皇子二人云
々、皇女ハ飯豊をいひ
皇子ハ、藤計、弘計をい
ひ、此ハ皇女も共ま
らくまはし、やう
記はさし、れど、さし
あは、又二皇子ハ、
ト丹波に隠れま
つと、此の時ハ、横
まはし、し、ちり

飯豊尊云々、忍海角刺
宮にて政をとる給ひ
し、と一年ち、ず
て、給ひぬ

にまはし、誕生のまは、白髪よおはし、まは、
の天皇とぞ申しける、御子ありたり、皇胤のまは、
べき事をまげき給ひて、國々へ勅使をつらして、皇胤
をもとめ、市邊押羽皇子、雄略まは、はき給ひしと
た、皇女一人、皇子二人まは、らる、丹波の國にあき給
ひけるを、とめ出で、御子にして、やし、給ひたり、
天下を治め給ふ事五年、三十九歳おとまりまき
第二十四代、顯宗天皇ハ、市邊押羽皇子第三の子、履中天
皇の孫あり、御母ハ、美姫、蟻臣の女あり、白髪、天皇、養ひ
て子に、給ひ、御兄仁賢、まづ位につき給ふべし、を、
相ともまは、ゆづりまは、る、同母の御姉飯豊尊、まは、
く位に居給ひき、はきど、やがて、顯宗まは、まは、

訂正申皇正約言口卷

教育書專賣所

徳の及ぶこと候
耻ぢて云々億計王の
御位をまづ弘計王に
譲り給へるハ雄略天
皇の御陵云々まよま
るハあつたさきに
播磨まのくれま
時弘計王の御計らひ
まよりて皇子まの事
のあつたさかめ
ちハ著者諸記の
失ちるべし

しによりて、飯豊天皇をバ、日嗣にもあぞへ奉らぬちり、
乙丑の年即位、大倭の近明日香八釣の宮にまよま^す天
下を治め給ふ事三年、四十八歳おはしまよま^すき
第二十五代、仁賢天皇ハ、顯宗同母の御兄ちり、雄略の、我
ガ父の皇子を、ころしたまひし事をうらみて、御陵を不
りて、御屍をむづりめんと宣ひしを、顯宗いさめま
しによりて、徳のおよむをばること候耻ぢて、顯宗を
はきどて給ひり、戊辰の年即位、大倭の石上廣高の宮
にまよま^す天下を治め給ふ事十一年、五十歳たえま
よま^すき
第二十六代、武烈天皇ハ、仁賢の太子、御母ハ大娘皇女、雄
略の御女ちり、己卯の年即位、大和の泊瀬列城の宮よま

内がちりハ、不良ちり
悪としてちさずとい
ふ事ちり云々、こハ百
濟の末多王の事蹟ま
るを、此の天皇の御事
と混したるちりとして
蘇藤彦麻呂とどの詳
ちり考證あり

しよ^り性はちりまよ^りて、惡としてちさずと云ふこと
ち^り依りて、天祚も久し^くあ^らず^き仁徳、さしも聖徳まよ^りま
よ^りかど、此の皇胤ちり^りたえふき、聖徳ちり^りち^り百
代にまつ^りる^り春秋にとあそ見え^るれど、不徳の子孫あ
まよ^りバ、其の宗を滅不すべき先蹤、甚お不し、はまよ^りバ、上古の
聖賢ハ、子ちり^りまよ^りも、慈愛にお不れず、器よあ^らはまよ^りバ、傳
ふるまよ^りちり^り堯の子丹朱、不肖ちり^りバ、舜にさづけ、
舜の子商均、又ふせうにして、夏の禹よゆづらまよ^りバ、こ
と^り堯舜よりあ^らまよ^りふも、猶、天下を私よするゆゑふや、
かちり^りび、子孫よつ^りふる事よちり^りに、禹の後よ、桀、
暴虐よ^りて國をう^りちり^り殷の湯、聖徳あ^らまよ^りバ、紂^り
時、無道にして、永く滅びよまよ^りき、天竺よ^りて、佛滅度百年の後、

三寶ハ、佛法僧をいふ
舍利ハ、梵語ちり、靈骨
と譯せり

佛沙密多羅王いもく
先王ハ佛を奉りて名
を成せり、我ハ佛を壞
りて名を成さんと國
中を令りて、大に佛教
を破壞せしめ、まこと賞
を懸けて、沙門の頭を
斬りしめりき

阿育といふ王ありき、姓ハ孔雀氏、王位につき、日鐵輪
飛び降^る轉輪の威徳を得て、閻浮提を統領^す、あまきへ、
諸の鬼神をまごへた^り、正法を以て天下を治め、佛
理に通じて三寶をあ^つ、^七八万四千の塔を立て、舍利
を安置し、九十六億千の金をすて、功德よふ^く、^す人
ちりき、其の三世の孫、佛沙密多羅王の時、惡臣のすめ
によりて、祖王のてたり、塔婆を破壊せんとの惡念
をたこし、ゆるりの寺をやぶり、比丘を殺害^す、阿育王
のあめり、雞雀寺の佛牙齒の塔をこぼんとせしに、
護法神いら^るをちり、大山を化して王、及、四兵の衆をお
しころ^す、^四是より、孔雀の種、永く絶えにき、か^らま^は先祖
大ちち徳ありとも、不徳の子孫、宗廟のまつ^るをた^るん

事^らる^る、^一此の天皇、天下を治めたまふ事八年、

十八歳おほ^まき

第二十七代、第二十世、繼體天皇ハ、應神五世の孫ちり、應

神第八の御子、隼總別の皇子、その子大迹王、其の子弘斐

王、其の子彦主人の王、その子男大迹王と申すハ、此の天

皇にま^ま、^一御母ハ振媛、垂仁七世の御孫ちり、越前の

國にま^ま、^一武烈かくを給ひて、皇胤たえ^まり

バ、群臣うれへなげきて、國々をめぐり、ちりた皇胤をも

とめ奉りたるに、此の天皇、王者の大度ま^まりて、潜龍のい

き不ひ、世にたえ給ひたるよや、群臣相議りて、む^かへた

てまつり^ぬ、^三ま^まで謙讓し給ひるま^ま、終に位よ即

き給^ふ、今年己丑の年ちり、武烈^ちく^ま給ひて後、二大倭

大迹王ハ、應神の皇子
若野毛二候王の御子
ちり、此處の系統誤^り
久紀^と標^さバ左の如

應神 稚野毛二候

大迹 弘斐
彦主人 繼體

の磐余玉穗の宮ふまゝす仁賢の御女、手白香皇女を
 皇后とす、即位し給ひしより、誠は賢王にまゝくき、應
 神、御子に不きこえ給ひし、仁徳、賢王にて傳へまゝ
 しくど、御す互きえにき、隼總別の御末、かく世をたもた
 せ給ふ事いゝるゆゑに、たがつらるゝ、仁徳をバ大
 鷦鷯尊と申す、第八の御子をバ隼總別と申せり、仁徳の
 御代に、兄弟たえぶきて、鷦鷯ハ小鳥なり、隼ハ大鳥なり
 とあり、そひ給ふことありき、隼の名ふちて、す互の世
 返りけつぎ給ひるふや、りらこゝにも、かゝるため
 何ぞ、左傳名をつくる事も、つゝみおろすべき事
 たりや、見ゆたのづらゝ天命なりといえ、凡慮のおよ
 ぶべきにあらず、此の天皇のたち給ひし事ぞ、おろひの

兄弟たてぶきて云々
 隼總別皇子鷦鷯皇女
 隼、鷦鷯と隼といづれ
 が使きと問ひ給ひし
 二年ハマヤと答へ
 給ひし由、仁徳天皇紀
 四十三年の條に見え
 たり

諸王、繼嗣今、皇親兄
 弟皇子皆為親王以外
 並為諸王、自親王五世
 雖得王名、不在親王之
 限とあり

かゝる御運とも見えらる、但、皇胤たえぬべり、時
 群臣も、うゝひ、り、とめ、つてまつりて、賢名によりて、天位
 を傳へ給へり、天照太神の御本意にあそとみえり、皇
 統に、其の人まゝまはんとときハ、賢き諸王おなすともい
 り、でり望を、給ふべき、皇胤のたえ給えんに、りて
 ら、賢ふて、天日嗣にそなへり給へんこと、則又、天のゆる
 す所なり、此の天皇をバ、我が國中興の祖宗とあふぎた
 てまつるべきりの、天下はを、はめ、事二十五年、
 八十二歳おとまりた

第二十八代、安閑天皇ハ、繼體の太子、御母ハ日子姫、尾張
 の草香連の女なり、甲寅の年即位、大倭の勾金橋の宮に
 まゝす、天下はを、さめたまふ事二年、七十歳たは、ま

百濟國より佛法僧を渡りたり此の時百濟王聖明其の臣西郡程氏達摩、越利斯致等をて釈迦佛金銅像一軀、天蓋、經文等を獻

第二十九代、宣化天皇ハ、繼體第二の子、安閑同母の弟なり、丙辰のとり即位、大倭の檜隈廬入野の宮にまゝす。天下政をほめたまふ事四年、七十三歳おとしまゝき。第三十代、第二十一世、欽明天皇ハ、繼體第三の子、御母ハ、皇后手白香皇女、仁賢天皇の女なり、兩兄まゝり。ど、此の天皇の御すゑ、世をたもち給ふ御母方も、仁徳のちがまにまゝませば、猶も、其の遺徳つきずして、かくはだまり給ひたりや、庚申のとり即位、大倭の磯城島の金刺の宮ふまゝ。十三年壬申十月、百濟國より、佛法僧を渡りたり、此の國より傳來のまゝめなり、釋迦如來滅後、一千十六年にあこさる年、もろこしの、後漢の明帝

せりめ又佛の功徳を讃むる表文をもたてまつりき。此の國より傳來の始、是より三十年前、繼體天皇の十六年、南朝の、人司馬達等佛化して、佛教を弘布せんとせり。是我が國佛敎傳來のまゝめり。この時、いまだ感ず、その漸く旺ちたり。欽明天皇以後、まゝ此の朝を以て傳來のまゝめり。後漢の明帝云々、明帝使を印度に遣して、佛葉摩騰、竺法蘭の二人を招き、白馬寺を造りて居らり。佛敎支那より行はれ、是れとこれと、明帝の時佛敎をとりて東漸

永平十年に、佛法をとりて彼の國よりつこ。此の壬申の年まで、四百八十八年、もろこしよち、北朝の齊の文宣帝即位三年、南朝の梁の簡文帝も即位三年、簡文帝の父を武帝と申しき、大に佛法をあがめられき、此の御代のほりめうとハ、武帝同時なり、此の法をとりて傳來せしとき、他國の神をあらめ給へん事、我が國の神意にたがふべきより、群臣かゝく諫め申しけるより、すてられにき、はまど、此の國に、三寶の名を聞く事ハ、此の時ふとま。又、あこくよあがめつうへ奉る人もありき、天皇、聖徳まゝりて、三寶を感ぜられらるよこそ、群臣の諫によりて、其の法をたてらまはるといへども、天皇の歡志ありあはらるよや、むろく、佛在

せりよハありけり、既に
 泰の始皇の時、室利
 防等十八人佛経をも
 ちて來化せし事、五運
 圖に見えり
 〆、蘇我稻目等
 群臣の謀、日本紀に物
 部大連尾與、中臣連綠
 子同奏曰、我國家之王
 天下者、恒以天地社稷
 百八十神奉夏秋冬崇
 拜為事、方今改拜蓋神
 恐致國神之怒と見え
 難波の堀江、大和の豊
 浦寺の東、飛鳥川の西
 の入江あり、和漢三
 才圖會及玉林抄等、
 詳し、攝津あり、ハ
 〆、
 厩戸皇子、御母ハ穴穗
 部間人の女なり、懷妊
 のとき、遊行して、死の

世に、天竺の月蓋長者、鑄たてまつり、彌陀三尊の金像
 を傳へて渡り奉りたり、難波の堀江よすてられり、
 を善光といふ者、ごりごりてまつりて、信濃國に安置し申
 けり、今の善光寺是なり、此の御時、八幡大菩薩を卜めて
 垂迹しまします、天皇、天下を治めたまふ事三十二年、
 八十一歳にたまひまひき
 第三十一代、第二十二世、敏達天皇ハ、欽明第二の子、御母
 ハ石媛皇女、宣化天皇の女なり、壬辰の年即位、大倭磐余
 譯語田の宮にまします、二年癸己の年、天皇の御弟、豐日
 皇子の妃、御子誕生、厩戸皇子にまします、生を給ひ
 より、たまひの奇瑞あり、たゞ人よハまひまひ、御子
 をにぎぎ給ひしが、二歳りて、東方にむきて、南無佛とて

前より給ふ、
 て生れ給ひしを以て、
 〆、
 耳の太子と申せり、
 聰明にまひ、を以て
 〆、又聖徳と申せり、
 ハ、

守屋大連、うぐふり申
 〆、日本紀、二年四月
 天皇詔群臣曰、朕思欲
 〆、三寶、御等議之云々、
 物部守屋大連與中臣
 勝見連、遂詔議曰、何背
 國神敬他神也、見え
 〆、是なり

ひらき給ひし、ハ、一の舍利あり、た、佛法流布の、
 權化し給へる事、ごがひらき、この佛舍利を、今に、大倭
 の法隆寺にあがめ奉り、天皇天下を治めたまふ事十四
 年、六十一歳にたまひまひき
 第三十二代、用明天皇ハ、欽明第四の子、御母ハ堅鹽姫、蘇
 我稻目大臣の女なり、豐日尊と申せり、厩戸皇子の父に
 おもいます、丙午の年即位、大倭の池邊列槻の宮にま
 します、佛法をあがめて、我が國に流布せんとし給ひたり
 を、弓削の守屋大連、ごぶけ申す、終に叛逆し、およびぬ
 厩戸皇子、蘇我大臣と心を一にして、誅戮せり、則佛法
 をひろめ、まひまひ、天皇、天下を治め、まひ事二年、四
 十一歳にたまひまひた

訂正 神皇正統記中卷 八 教育書專賣所 普及金

かの大臣のより云
之日本紀も蘇我馬
子東漢直駒といふも
のを以て天皇を弑し
奉らしむるに見え
るよりありふ暴悪な
らざるに、此
二ハ一説として奉
らざるよりあり
神功皇后云々、飯豊皇
女も歴代に数へ奉り
ねば、推古天皇をハ、女
帝のト申すべ

第三十三代、崇峻天皇ハ、欽明第十二の子、御母ハ、小姉君
娘、これも、稻目の大臣の女なり、戊申の年即位、大倭の倉
橋の宮にまゝす天皇、横死の相見え給へば、つゝ、
ますべきよりを、厩子皇子奏し給ひたりとぞ、天下を治
め給ふ事五年、七十二歳亡きまゝき、ある人のいもく、
外舅蘇我馬子の大臣と御中あゝくして、かの大臣のこ
めりころはま給ひきとまいへり
第三十四代、推古天皇ハ、欽明の御女、用明同母の御妹な
り、御食炊屋姫尊と申せり、敏達天皇、皇后と給ふ仁徳
母の妹を妃とし、崇峻かかれたまひららハ、癸丑の年即
給ふことありき、崇峻かかれたまひららハ、癸丑の年即
位、大倭の小墾田の宮にまゝすむらハ、神功皇后、六十
餘年天下を治め給ひららとぞ、攝政と申して、天皇とハ

逆臣守屋云々、守屋を
逆臣と稱せらハ、僻せ
るに似たり
佛世ハ、親近在世の時
をいふ

伽藍ハ、梵語より、衆園
と譯せり、道芽聖果を

歸したてまつらば、此の御門ハ、正位より即き給ひ
らるよこそ、即、厩戸皇子を皇太子として、萬機の政をま
りせ給ふ攝政と申しき、太子の監國と云ふ事もあまど
それら、志をくの事なり、是を、ひとへに天下を治め給
ひたり、太子、聖徳まらハ、天下の人つく事日の
ごとく、あふぐこと雲のぶとくちうき太子いまだ皇子にてま
ららハ、時、逆臣守屋を誅し給ひららより、佛法をいめて
流布しき、まして、政をまらせ給へば、三寶をうやまひ、正
法をひろめ給ふと、佛世にもことちらず、又、神通自在
にまらハ、き、御まらづらも、法服を着して、經を講し給
ひららハ、天より花をふららハ、放光動地の瑞ありき、天皇
群臣たふとびあらめらてまつる事、佛のごとく伽藍を

訂正 申皇正統記中卷

九

教育書專賣所 普及舎

生類すといふ義ありとぞ

きてらるること四十餘箇所におよべり、又此の國よりむらりより、人するやにして、法令ちどもほども、二年甲子に、をよめて、冠位といふことをほども、冠の位、志ちよよりて上下をほども、十七年己己に、憲法十七ヶ條をつくりて奏し給ふ、内外典のふるき道をほども、むねをつまやうふして、つくり給へるなり、天皇よらこひて、天下に施行せしめ給ひき、此の頃不ひも、よらふよりハ、隋のせり、南北朝相分まらば、南を正統をうけ、北を戎狄よりたふす、のどを中國をハ北朝にをほども、隋ハ北朝の後、周といひ、ハつづきをうけたりき、後ハ南朝の陳をうちたひらげて、一統の世とちきり、此の天皇の元年癸丑ハ、文帝一統の後四年あり、十三年乙丑も、煬

使をばくく云々、この御代の十六年四月、隋王裴世清等をして來朝せしむ、我が國公に外交せしハこまを以てはよめらる

帝の即位元年にあたり、彼の國より、をよめて使をおくり、よらみを通らり、隋帝の書に、皇帝恭問倭皇とあり、是も、の天子の、諸侯王につくす禮儀ありとて、群臣あやし申し、を太子のよらひけるも、皇の字ハ、たやすくも、をひけることとちきり、返報をも、をせ給ひ、はまら、饗祿を給ひて、使をかへつら、を是より、此の國よりも、常に、使をつら、を其の使をハ、遣隋大使とちん名付けられ、に二十七年己卯の年、隋滅びて、唐の世にうつりぬ、二十九年辛巳の年、太子のくれ給ふ、の御年四十九天皇をほども、つら、を天下の人かち、を父母よ喪するがごとく、を皇位を、をつぎまら、をすべら、をかども、を權

化の御事あるを、定めて故ありけん、御謚を聖徳と名付け奉^り。此の天皇、天下を治め給ふ事三十六年、七十歳にまゝまゝき

欽明 敏達
押坂彦人大兄
舒明 茅渟王

第三十五代、第二十四世、舒明天皇ハ、忍坂大兄皇子の子、敏達の御孫あり、御母ハ、糠手姫皇女、是も、敏達の御女あり、推古天皇ハ、聖徳太子の御子に傳へ給ふんとたぐり、めゝ々々にや、はきと、まはしき敏達の御孫、欽明の嫡曾孫にまゝます、又、太子御病臥し給ひし時、天皇、此の皇子を御使として、ごぶらひまゝし、天下のまゝを、太子の申しつけ給へるごとく己丑の年即位、大倭の高市の郡岡本の宮にまゝす、此の即位のときハ、ゆるこしの唐の太宗のまゝめ、貞觀三年にあたり、天下を治め

孝元 武内宿禰
蘇我石川 滿智

皇子 高麗 楯
平御木 兒 真鳥

馬子 蝦夷 入鹿
倉唐 石川 磨
法提 郎 媛 舒明 大兄
境部 摩理 勢
堅鹽 媛 舒明 推古 母
小婢 君 舒明 推古 母

給ふ事十三年、四十九歳におまゝりた
第三十六代、皇極天皇ハ、茅渟王の女、忍坂大兄皇子の孫、敏達の曾孫あり、御母ハ、吉備姫の女王と申しき、舒明天皇、皇后として給ひたり、天智、天武の御母あり、舒明かくまきて、皇子をささぐり、壬寅の年即位、大倭の明日香河原の宮にまゝす、此の時に、蘇我蝦夷の大臣、馬子の大臣、ちゝびに、其の子入鹿、朝權を専らして、皇家をないごり、ろよする心あり、其の家を宮門といひ、諸子を王子とちん云ひたり、上古よりの國記重寶、こま私家にも、おび置きてたり、中も、入鹿悖逆の心を、ちんご、①、聖徳太子の御子達の科ち、まゝし、を、も、不ろば、奉^り、こゝに、皇子中大兄と申すハ、舒明の御子、や

訂正 申皇統記中巻

教育書專賣所 普及舎

入鹿を殺しつ、四年六月三韓貢進の時より、この時蝦夷も家火を放ちて自殺せり、船史惠尺々國記の終餘をとりて、中大兄を奉りしもこの時のこと

がて此の天皇御所生ちり、中臣鎌足連と云ふ人と心を
一にして、入鹿をぬろしつ、父蝦夷も家に火をつけてう
せぬ、國記重寶ハ、みち焼けにたり、蘇我の一門、久しく權
をとまりしうども、積惡の故にや、ち滅びぬ、山田石川
丸と云ふ人を、心をかよはし、申しなまば滅びけり、
此の鎌足の大員ハ、天兒屋命二十一世の孫ちり、むろし、
天孫あまくどり給ひし時、諸神の上首にて、此の命、殊に、
天照太神の勅をうけて、輔佐の神よましまし、す中臣とい
ふことと、二神の御中にて、神の御心をやまし、け申し給
ひたり、ゆゑとぞ、其の孫天種子命、神武の御代に、祭事を
つらほどり、る上古ハ、神と皇と一にましまし、るハ、祭を
つらさどり、ハ、即政をとまらるり、ても、る字の訓は、其の後、

天照太神も、めて、伊勢の國に志づまり、し時、種子
命のすゑ、大鹿島命祭官にちりて、鎌足大臣の父、小徳冠
御食子までも、其の官にてつらへり、鎌足よいたりて、
大勲をたて、せよ寵せしきによりて、祖業をたこし、先
烈をけのやうされたる、無止事とちり、且ハ、神代よりの
餘風ちきバ、然るべき理とこそたえし、後に、内臣
任下大臣と轉ト、大織冠とちり、正一位の又、中臣をあ
ぐめて、藤原の姓を給え、内臣は任ぜらるし、此の
御代はハあらず、事の次よ
る、此の天皇、天下を治め給ふ事三年ありて、同母の御
弟、輕王ふ譲り給ひ、御名を、皇祖母尊とぞ申しける
第三十七代、孝徳天皇ハ、皇極同母の弟ちり、乙己の年、即
位、攝津國、長柄豐崎の官にましまし、此の御時、

八省ハ、中務、式部、民部、治部、兵部、刑部、大藏官
内
百官ハ、天子ニ従ふ内
外の諸官ナリ、百ハ數
の多きをいふ

大臣を左右にわらうと^{まう}大臣ハ、成務の御時、武内宿禰、
トめて是に任^す仲哀の御代、又、大連の官をた^ら大^れ
臣、大連ち^らびて、政を志ま^り、此の御時、大連をやめて、左
右の大臣と^す又、八省百官をい^ら中臣鎌足を内
臣にち^ら給^ふ天下を治め給ふ事十年、五十九歳た^ま
ま^りき
第三十八代、齊明天皇ハ、皇極の重祚あり、重祚といふと
ハ、本朝より、是にた^ま異朝より、殷の太甲、不明な
る^らバ伊尹是を桐宮より退けて、三年政をとれりき、
ま^り帝位をすつるまでハち^きや、太甲、あやまちを悔
いて、徳を修め^らバ、本のごとく天子と^す晉の世に、桓
玄と云ひ^し者、安帝の位をう^ちひて、八十日ありて、義兵

のためにおろし^きバ、安帝位よりへり給^ふ唐の世
とちりて、則天皇后、世を^とら^き時、我が所生の子な
る^らど、中宗をす^て、廬陵王と^すおち^し御子、豫王
を^とられ^しも、又す^て、みづ^ら位に即き給^ふ後に、
中宗位よりへりて、唐の祚た^え豫王も、又重祚あり、こ
きを睿宗と云^ふた^れぞ、まさ^き重祚あるも、二代よ
ハたてず、中宗睿宗とそつ^らね^ら、我々朝に、皇極の重
祚を齊明と號し、孝謙の重祚を稱徳と號^す異朝に替れ
り、是、天日嗣を重くす^らゆ^ら先賢の議は^らめてよ^し
あるにや、乙卯の年即位、此の^らハ、大倭の岡本より
ま^す後の岡本の宮と申せり、此の御世より、この唐
の高宗のとき、ふ^ら高麗にせめ^らによりて、救の

つくしまでむらませ給ふ七年の事あり

兵を申しりくくらば、天皇、皇太子、つくしまでむらませ給ふは、まど、三韓つひに唐に屬きりらば、軍をかへさまぬ、其の後も、三韓よりみを忘るゝまでとらりくく、皇太子と申すも、中大兄皇子の御事あり、孝徳の御代より、太子に立ち給ふ、此の御時も、攝政し給ふと見えり、天皇、天下を治め給ふ事七年、六十八歳たちまらた第三十九代、第二十五世、天智天皇ハ、舒明の御子、御母ハ、皇極天皇あり、壬戌の年即位、近江國、大津の宮にまらます、即位四年八月に、中臣鎌足を内大臣大織冠とす、又、藤原朝臣の姓をたまふ、むらりの大勲を賞し給ひくく、朝奨ちくびち、先後封を給ふこと、一万五千戸あり、病のあひごふも、御幸してとぶらひたまひたりとぞ、此の

大津の宮ハ、滋賀郡錦織村にあり

國忌、天皇崩御の日をいふ

天皇、中興の祖にまらます、光仁の御國忌も、時にくくひて改まきども、是もあぐかろくぬ事にありき、天下を治め給ふと十年、五十八歳たちまらます、第四十代、天武天皇ハ、天智同母の弟あり、皇太子に立ちて、大倭まらまらき、天智も、近江にまらます、御病ありに、太子を呼び申し給ひける候、近江の朝廷の臣のなから、告げらせ申す人ありくく、御門の御意のおもむきふやありけん、太子の位を、つづりありきて、天智の御子、太政大臣大友の皇子にゆづりて、芳野の宮に入り、まらまら天智かくき給ひてのち、大友の皇子、猶あやぶまきくく、軍をめて、芳野をおそもんとぞ、のり給ひける、天皇、ひそかに、芳野を出で、伊勢まらえ、飯高

皇子ころきと給ひぬ
皇子ハ山前より自燈
と給ひきと日本紀
見えたり、明治三年七
月詔を奉りて、弘文天
皇と申せり、此又歴代
の數、奉りけりハ公
平の論にあつて
上下うる一ぬり云々
十二年六月丁卯男女
始結髪仍著漆沙冠と
日本紀見えたり

の郡に至りて、太神宮を遥拜し、美濃へ入りて、東國の
軍をめす、皇子高市まわり給ひしを、大將軍として、美濃
の不破の關をまわしめ、天皇ハ、尾張の國よぞこえ給
ひたり、國々みな志とてひ申し、るハ、不破の關の軍に
うちかち、すちもち、勢多にのぞきて合戦あり、皇子の軍
やぶれて、皇子おろしき給ひぬ、大臣以下、或も誅にふし、
或も遠流せしむ、軍にあつてひ申①②輩、しるしよ
りて、其の賞をむこちん、壬申の年即位、大和の飛鳥淨
御原の宮にまゝす、朝廷の法度、たかく定められしけ
り、上下うる一ぬりの頭巾をきることも、此の御時より
は、下まりたり、天下を治め、まふこと十五年、七十三歳
おとまりき

長岡の天皇と申す、孝
仁天皇天平宝字二年
八月、岡宮御宇天皇
と追号を奉りし事あり
り、そのをいふや
太上天皇、公武令、讓
位帝、所稱ありと見え
たり

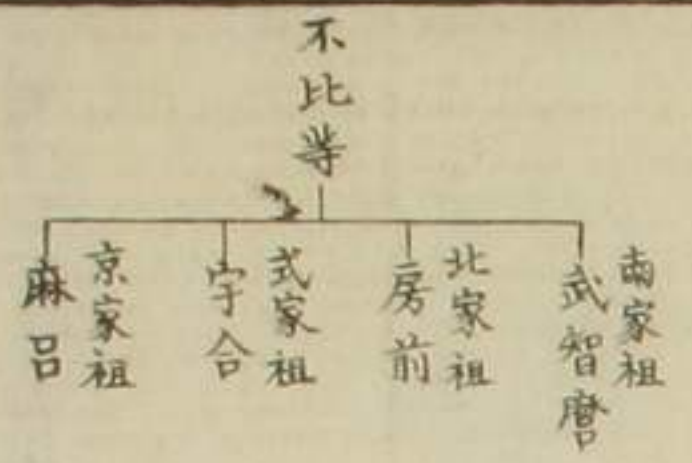
第四十一代、持統天皇也、天智の御女なり、御母ハ越智娘、
藤我の山田石川丸の大臣の女なり、天武天皇、太子にま
り、
くま、
り、甲寅の春、正月一日即位、大和の藤原の宮にまゝす、
草壁の皇子ハ、太子に立ち給ひしが、世故をやくし給ひ
ふ依りて、其の御子、輕王を皇太子とす、文武にまゝす、
前の太子也、後に追號ありて、長岡の天皇と申す、この天
皇、天下を治さめ給ふ事十年、位を太子にゆづりて、太上
天皇と申しき、太上天皇といふことハ、異朝ハ、漢の高祖
の父を太公と云ふ尊號ありて、太上皇と號す、其のち
ハ、後魏の顯祖、唐の高祖、玄宗、睿宗等あり、本朝にてをむ

り、其の例ち、皇極天皇位をのぞき給ひに、皇祖母の尊と申しき、此の天皇より、太上天皇の躰ハありける、五十八歳おほしき

第四十二代、文武天皇ハ、草壁の太子、第二の子、天武の嫡孫ちり、御母ハ阿閉の皇女、天智の御女ちり、後元明天皇と申しき

丁酉のち、即位、猶藤原の宮にましまし、此の御時、唐國の禮をりつして、宮室のつくり、文武官の衣服の色までも定められき、又、即位五年辛丑より、始めて年號あり、大寶といふ是よりほきふ、孝徳の御代に、大化、白雉、天智の御時、白鳳、天武の御代に、朱雀、朱鳥と云ふ躰あり、かど、大寶より後にぞ、たえぬ事なちり、依りて、大寶を年號の初とすちり、又、皇子を親王といふことと、此の

律令をくちし、びけど、めらきき、大寶元年八月律六卷、令十一卷、之を大寶律令といふ、又律ハ既往を罰するものよ、懲罰を本とし、令ハ未然を教令するものよ、勅誡を本とするものちり



御時、ましまし、藤原の内大臣鎌足の子、不比等の大臣、執政の臣にて、律令をくちし、び定められき、藤原の氏、此の大臣より、いよ、盛にちきり、四人の子おとすき、是を四門と云ふ、一門を、武智丸の大臣の流、南家といふ、二門を、參議中衛の大將房前のものよ、北家といふ、今の執政大臣、及らるべき藤原の人々ハ、を此の末ちるべし、三門を、式部卿宇合のものよ、式家と云ふ、四門ハ、左京の大夫磨のものよ、京家といへり、早くたえふり、南家、式家も、儒胤よ、今に相續すといへども、唯、北家のち繁昌す、房前大將、人にふとちり、陰徳こそ、これち、けめ、又、不比等の大臣ハ、後、淡海公と申す、興福寺を建立す、此の寺ハ、大織冠の建立にて、山背

平城よりつづける元明
天皇和銅三年三月の
事あり
玄昉といふ僧云々玄
昉ハ靈龜二年ユ入唐
天平七年ユ帰朝セ
り

平城の宮、今の添上郡
奈良町あり

の山科にありしを、この大臣、平城よりつづける依りて、山
科寺とも申すなり、後に、玄昉と云ふ僧、唐へわたりて、法
相宗を傳へて、此の寺にひらめきしより、氏の神、春日
明神も、殊に此の宗を擁護し給ふとぞ、春日神ハ、天兒屋
社ハ、河内の平岡にます、春日ユ遷り給ひし、神護景
雲年中の事あり云々、志、此の大臣以後の事あり、
又、春日の第一の御殿、常陸の鹿島神、第二ハ下總の香取
の神、第三ハ平岡、第四ハ姫御神と申し、志、藤氏の
氏神ハ、三の御殿、此の天皇、天下板をきめたまふ事十一
年、二十五歳おとまりまき

第四十三代、元明天皇ハ、天智第四の女、持統異母の妹、御
母ハ、藤我嬪、是も、山田石川丸の大臣の女なり、草壁太子
の妃、文武の御母にまします、丁未^{丁未}慶雲^{慶雲}の年即位、戊申に
改元、和銅三年庚戌^{和銅}三^三和銅^{和銅}をとりめて、大倭の平城の宮よりや

七代の都云々、元明、元
正、聖武、孝謙、淳仁、稱徳
光仁の七朝、八十餘年
間の帝都とまきり

百官云々、續日本紀
養老三年二月初令
天下百姓、右襟職、事主
典已上把勢、其五位已
上牙、散位亦聽把勢、
六位以下木笏と見え

こをばとめ、^るいにいへふハ、代ごとふ都をあきとめ、
則其の御門の御名によびとてまつりき、持統天皇、藤原
の宮にまき、文武をてめてあきため給ふ、^此此の元
明天皇、平城にうつりまき、より、又、七代の都にちまきり
き、天下板をきめ給ふと七年、禪位ありて、太上天皇と申
し、^六六十一歳おとまりまき
第四十四代、元正天皇ハ、草壁太子の御女、御母ハ、元明天
皇、文武同母の姉あり、乙卯^{乙卯}靈龜^{靈龜}の年正月に攝政、九月に
受禪、その日即位、十一月ユ改元、^元元平城の宮にまき、^{丁未}丁未
此の御時、百官に笏をりし、^{五位}五位已上ハ、牙の天下を
治め給ふ事九年、禪位の後二十年、六十五歳おとまりま
き

東大寺、東金光明四天
王護國大寺といひき
東大、その略名なり

第四十五代、聖武天皇、文武の太子、御母ハ、皇太夫人藤原の官子、淡海公不比等の大臣のむすめなり、豊櫻彦尊と申（せり）をささくま（ま）によりて、元明、元正、まづ、位（す）居たまひき、甲子（神龜元）の年即位、改元、平城の宮にま（ま）す、此の御代、大いふ佛法をあがめ給ふ事、先代にま（ま）えり、東大寺を建立し、金銅十六丈のふとけをつくら（ら）、又、諸國に國分寺、および國分尼寺を立て、國土安穩の（め）め、法華、寂勝、兩部の經を講せ（せ）、又、おおくの高僧、他國より來朝（す）、南天竺の波羅門僧正（菩提）といふ、林邑の佛哲、唐の鑑真和尚等是より、真言の祖師、中天竺の善無畏三藏も來り給へり、密機（い）ま（ま）と熟せずとて、歸り給へり、とといへり、此の國ふも、行基菩薩、良辨僧正とて、權化の

長屋王云々、王ハ護國よりて罪せしむるなり
黄金を奉る、天平二十一年二月のことなり、國の司の王、百濟王故福あり、從五位上なり、（をこの賞として從三位に進めしむる、王ハ姓せり）

人なり、天皇、波羅門僧正、行基、良辨をバ、四聖とぞ申し傳へり、此の御時、大宰少貳、藤原廣繼といふ人（式部卿宇合の子なり）謀叛のきこえありて、追討せ（せ）、又、時僧正の讒（い）に依りて、靈とちりぬ、今の松浦の明神ちりといふ、祈禱のため、天平十七年十月、伊勢の神宮に行幸ありき、又、左大臣長屋王（太政大臣高市王の子、天武天皇御孫）つとありて、誅せ（せ）、又、陸奥の國より、始めて黄金を奉（る）、この朝に、金あるは（め）ちり、國の司の王、賞ありて、三位に叙（す）、佛法繁昌の感應ちりとぞ、天下を治め給ふ事、二十五年、天位を、御女高野姫の皇女ふゆづりて、太上天皇と申（し）、（き）後、出家せしめ給（ふ）、天皇出家のえとめちり、むろ、天武、東宮の位をのびきて、御ぐ（り）おろし給へり、それと、志をく（く）の事ちりき、皇后光明

子も、たもどく出家らせ給^ひ、此の天皇、五十六歳たもー
まーき

聖武の皇子云々
聖武 井上光仁
安倍季謙
皇子三歳大
安積千七巻
不破瑠境妻

第四十六代、孝謙天皇ハ、聖武の御女、御母ハ、皇后光明子、
淡海公不比等の大^ち臣のむすめちり、聖武の皇子、安積親
王、世をまやくして後、男子ましまは^す、依りて、此の皇女
立ちまひた、己丑^天平勝^元の^と一即位、改元、平城宮にま
しま^ひ、天下を治め、まふ事十年、大炊王を養子として、
皇太子と^す、位をゆづりて太上天皇と申^ひ、出家らせ給
ひて、平城の西宮にちんま^り、

廢帝、明治三年七月、
を奉りて淳仁と申せ

第四十七代、淡路廢帝、一品舍人親王の子、天武の御孫ち
り、御母ハ、上總介當麻の老女ちり、舍人親王ハ、皇子の
中に、御身の才もま^り、や、知太政官事といふ職を

後、追号ありて云々、
天平宝字三年六月の
ことあり

はづけらき、朝務を輔^し給ひたり、日本紀も此の親王、勅
を承りて、ま^り給^ひ、後に追號ありて、盡敬天皇と申^ひ
り、孝謙天皇、御子ましまは^す、ま^りと御兄弟もち^り、り、ま
ハ廢帝を御子にしてゆづり給ひたり、但、年號ち^りとま^り
ら^り、れ^は女帝の御ま^り、ち^り、ま^り、や、戊戌^天平寶^字二
と一即位、天下を治め給ふ事六年、事ありて淡路の國に
うつしき給ひき、三十三歳お^りま^りき

事ありて云々、惠美押
勝道鏡の己が寵を奪
しんとを嫉^りて、叛を
謀^り、遂に誅^せき、ま^り
帝ハ押勝の撰立す^り
所^り、り、淡路^に
遷^らし給ひ^{たり}

第四十八代、稱徳天皇ハ、孝謙の重祚ちり、庚戌の年正月
一日、更に即位、同七日改元、太上天皇ひそ^り、藤原の武
智丸の大^ち臣の第二の子、押勝を幸^したまひき、大師^其の
太政大臣をあらた^め、正一位に^ま見^給へば、ま^りとて
藤原に二字をそへて、藤原惠美の姓を^り、ま^り、天下の



惠美ハ、咲の義ちり

政志りちりつゝ委任せしきより、後に道鏡といふ法
師、弓削氏のまゝ寵幸ありし、押勝いづりをちり、廢帝
をすゝめ申して、上皇の宮をかさぶんとせしに、事あ
らまきて誅にふしぬ、帝も淡路よりつされ給ふ、かくて
上皇重祚ありき、ちきふ出家せし給へりし、尼ま
がら位も居給ひ、ちりにこそ、非常の極ちりけんか、唐
の則天皇后ハ、太宗の女御ふて、才人と云ふ官も居給へ
りし、太宗ちき給ひて、尼もちりて、感業といふ寺
におちり、ちりを高宗見たまひて、長髪せしめて、皇后と
いさめ申す人ちり、ちりと用らまはせ、高宗崩して、
中宗位も居たまひしを、ちりて、睿宗を立てらまはせ、
ちりて、みづちり帝位もつき、國を大周とあ

天智天皇三年六月
高宗崩して、中宗即位す

納言參議とも云々、圓
興を法臣に任じ、基良
を法參議、大律師に任
じし、是ちり

らたむ、唐の名をうしちるとおもひ給ひ、ちりにや、中
宗睿宗も、わが生も給ひし、ちりて捨て、諸王とちり、ち
り、のやから、武氏のとも、ちりをちりて、國を傳へしめ
んとちりへ給ひき、その時こそ、法師も官者も、あま
寵せしめて、世に識らる、ためにおちり、この
道鏡も、ちりて、大臣に准して、日本の准大臣、大臣禪師と
いひしを、太政大臣にちり給ふ、それより、つぎ、
納言參議も、法師をまへちり、ちりて、道鏡、世を心の
ま、ちりて、あま、その人のちり、ちり、大臣吉備
の真備公、右中辨藤原の百川ちり、ありき、ちり、ちり、
ちり、ちり、ちり、法師の官も任ずる事、唐より始ま
りて、僧正僧統ちり、ちり、ちり、ちり、出家の本

惠琳ハ、才學を以て文帝に寵せしむ。顔延之と同じく朝政に參與せり。時人黒衣の宰相と稱せり。沙門の參政ハ琳を以て始とすといふ
惠超ハ、壽光殿の學士とありしなり

意よりありしるべし、いとんや、俗官に任ずるはとあるべし、ぬ事にこそ、はまど、りらこしふも南朝の宋の世に、惠琳と云ひし人、政事にまじらひしを、黒衣宰相といひき、但是ハ官に任ず。梁の世に、惠超と云ひし僧、學士の官にまじりたり。北朝魏の明元帝の代、法果といふ僧、安城公の爵を給ふ。唐の世とありてハ、あまときまえた。肅宗の朝に、道平といふ人、帝と心をひとつして、安祿山が亂をくひらげしゆゑ、金吾將軍にちかきふなり。代宗のとき、天竺の不空三藏をたふとび給ふあまりにや、特進試鴻臚卿をばづけらる。後に、開府儀同三司肅國公とす。歸寂ありしなり。司空の官をぬくらる。司空ハ大臣則天の朝より、此の女帝の御代まで、六十年をうりにや、兩

託宣ありて云々、大神託宣曰、我國家開闢以來、若臣定矣、以臣為君、未之有也、天文日嗣必立、皇緒無道之人、宜早掃除、と續日本紀神護景雲三年九月の條に見えり

國の事相似たりとぞ、天下を治め給ふ事五年、五十七歳たたり、まじき、天武、聖武、國も大功あり、佛法をも、ひろめ給ひしふ、皇胤まじき、此の女帝よてたえさすひぬ、女帝かくれ給ひしなり。道鏡を、下野の講師ふるして、まがし下りせよき、抑、此の道鏡ハ、法皇の位をばづけられたりしを、猶あるがして、皇位よつりんと云ふ心ばしあり、女帝、はすむに思ひあづし給ひたるにや、和氣の清丸と云ふ人を、勅使にばして、宇佐の八幡宮よ申はきくら、大菩薩はまじき、託宣ありて、更ふゆるされし。清丸歸參して、ありのまじきに奏聞す。道鏡いかりをきして、清丸がよぶらずをきちて、土佐の國よちかいつつて、清丸うきへりて、大菩薩をうらむこち申し

土佐の國に流し云々、清磨を流せるハ大陽國あり、同時ニ清磨の如法均尼を土佐に流し、是れハ是れ記の誤りなり

くまバ、小蛇いできて、其のきまをいやしてなり、光仁、位
ふつき給ひしハ、則めいかへは^る神威をたふとび申
して、河内の國小寺を建て、神願寺とい^ひ後、高雄の
山よりつゝ立^て今、今の神護寺是なり、件のころまでバ、
神威も、かくいちおるき事なり、た道鏡、つひは望をとげ
ず、女帝も、又不どるくらくと給^ひ宗廟社稷をやすく^せ
る事ハ、八幡の眞慮^とうへ、皇統をいごめ奉る事
ハ藤原の百川の朝臣の功なりとぞ

第四十九代、第二十七世、光仁天皇ハ、施基皇子の子、天智
天皇の御孫なり、^{皇子ハ、第三の御子なり、追辨御母ハ贈}
皇太后紀旅子、贈太政大臣旅人のむすめなり、白壁王と
申しき、天平年中、御年二十九にて、從四位下ニ叙^す次

此のノ、異議あり、
うど云々、眞備文室淨
三を立てんと、又大
市を立てんとせ、類
是なり

第に昇進せしめ、まひて、正三位勲二等大納言に至り
給ひき、稱徳かくま^まし、大臣以下、皇胤の中
をえ^しび申しけるよ、此のノ、異議あり、うど、參議百
川と云ひし人、此の天皇に心づき奉りて、ま^りごとを
め^ぐらして、定め申して、天武、世をまり給ひしより
あ^らむひ申す人なり、き、志^るまどと、天智、御兄、て、先、
日嗣をうけ給ひ、その^り、逆臣を誅し、國家をも安ん^ど
給へり、此の君の、かく繼體にそな^りたま^ふ猶、正^しこ
へるべきい^をま^るにこそ、先、皇太子^よち、す^まをち、
受禪、^{御年六}今年庚戌^{寶龜}の^りちり、十月、小即位、十一
月に改元、平城宮^よま^ます、天下を治め^るふ事、十二
年、七十三歳^おま^りき

その^り、逆臣云々、藤
我氏を滅^し給ひ
とをいふなり

彼の所生の皇子云々
早良親王の御母ハ高
野新笠をバ、ハ、ハ
他戸親王の誤ちるべ

後、追号あり云々延
暦十九年七月崇道天
皇と追崇せり

第五十代、第二十八世、桓武天皇ハ、光仁の第一の子、御母
ハ、皇太后高野新笠、贈太政大臣乙繼の女なり、光仁即位
のち、トメ井上内親王聖武の御女を以て皇后と四、彼の所生
の皇子、早良親王、太子と立給ひき、然るを、百川の朝臣、
此の天皇にうけつづらめ奉らんと心ばいて、又ちうり
ごと、故めぐらし、皇后おまじび太子をすて、終ふ、皇太子
にすゑ奉りき、其の時志をく不許りりき、四十日
まで、殿の前に立ちて申したりとぞ、たぐひるき忠烈の
臣ちりりるふや、皇后、前太子せめりれてうせまひふ
き、怨靈をやすめ、きんうめふや、太子ハ、のち追跡あ
りて、崇道天皇と申しき、辛酉天應のち即位、壬戌、改
元、延暦、とめハ、平城にまゝ元、山背の長岡にうつりて、

蜂岡、山城、葛野郡を
り、今太秦といふとぞ
四神、左蒼龍、右白帝、前
朱雀、後玄武、こまを四
神といふ

天台ハ山名ちり、智者
大師棲身入寂の所を
りといふ、はま山名
を以て、宗門の名とせ

十年をり、都をうつり、又、今の平安城よりつら山背
の國をまゝあつて、山城といふ、永代よるまゝく
るん、はのちをせ給ひたり、むら、聖徳太子、蜂岡太秦こ
にのり給ひて、いまの城を見めぐらして、四神相應の
地ちり、百七十餘年ありて、都をうつりきて、かちま
き所ちりと宣ひたりとぞ申し傳へたり、其の年紀もた
がたず、又、數十代不易の都とちりぬる、誠よ、王氣相應の
福地たるふや、此の天皇、大きふ佛法をあかめ給ふ、延暦
二十三年、傳教、弘法、勅をうけて、唐へ渡り給ふ、其の時、
すなもち唐朝へ使をつらたり、大使ハ、參議左大辨兼
越前守藤原葛野丸の朝臣ちり、き、傳教ハ、天台の道邃和
尚よあひて、其の宗をきとめて、おちとせ、二十四年、大使

とくもに歸朝せしむ弘法ハ、ちふ彼の國よとまりて、
大同年中ふらへり給ふ、この時、東夷叛亂し、くまハ、阪上
田村丸を、征夷大將軍よなりてつらむはまきしに、ことごと
くとくたひらげて歸すまうてたり、此の田村丸を、武勇、人
にすぐまきりき、初ハ、近衛の將監にあり、少將よりつり、
中將に轉じ、弘仁の御時よや、大將よあがりて、大納言を
うけたり、文をそかねまきり、納言の官みその不
にたり、子孫ハ、今ハ、文士にてぞつとまれる、天皇、天下を
治め給ふ事二十四年、七十歳おとまりき
第五十一代、平城天皇ハ、桓武第一の子、御母ハ、皇太后藤
原の乙牟漏、贈太政大臣良繼のむすめたり、丙戌延暦二
のと即位、改元、大平安宮にまします、是より遷都さき
御在所

子孫ハ今ハ文士にて
を云々、明法道をつら
はどれる坂上家、即こ
とちん

を志るす天下を治め給ふ事四年、大弟にゆづりて、太上
天皇と申しき、平城の舊都に歸りてすませ給ひたり、尚
侍藤原の藥子を寵まきり、其の弟、參議右兵
衛督仲成等申しすめて、逆亂の事ありき、田村丸を大
將軍として、追討せしむ、平城の軍破きて、上皇、出家
せし給ふ、御子、東宮高岳親王も捨てられて、同トく出
家、弘法大師の弟子にあり、真如親王と申すハ是なり、藥
子仲成等ハ誅にふしぬ、上皇五十一歳までおたりま
き
第五十二代、第二十九世、嵯峨天皇ハ、桓武第二の子、平城
同母の弟なり、大弟よ立ちまへり、己丑大同の年
即位、庚寅よ改元、弘此の天皇、幼年より聰明ふりて、讀書

格式ちども云々、格とハ時ニ應トて、今の制を變更すべき事ある時の臨時の制定あり、式とハ、官吏の章程の如きあり、又格式ハ、弘仁、貞觀、延喜の三度ニえ、バ、ビ、ク、ト、今ハ、ハ、ビ、テ、延喜式と類取三代格の殘缺本とあるの、橋太后、嵯峨天皇の后橋清友の女より、て、柳名を嘉智子と申せり

をこのも、諸藝をさしひ給^いま、謙讓の大度もまじりたり、桓武の帝、鍾愛無雙の御子、まじりたる、君に居給ひたり、父の御門、繼體のため、顧命、まじりたり、格式ちども、此の御ときより、えび始め、まじりき、又、ふろく佛法をあがめ給^い先世に、美濃の國神野といふところにたふと僧あり、たり、橋太后の先世、ねんころろ給仕、けを感、トて、相共に再誕あり、とぞ、御名を神野と申し、なるも、自然にかまへり、傳教弘法兩大師、唐より傳へたまひ、天台、真言の兩宗も、此の御代より、こそひろまり、け、この兩大師、た、なる人におませず、傳教、入唐以前より、比叡山をひらきて、練行せ、れ、今、の根本中堂の地をひろきける、ハの

舌ある鑰をり、め出で、唐までも、まじりたり、天台山にのりて、智者大師^{天台の宗}おこりて、四代の六代の正統道邃和尚、よ、謁して、其の宗を、まじりに、彼の山、智者歸寂より、この、鑰を、り、ひて、開ら、はる一の藏ありき、試、此の鑰にて、あけら、ま、こ、り、ず、一山、ま、ぞりて、渴仰、り、依りて、一宗の奧義のこる所、ち、傳へられ、り、とぞ、その、ち、慈覺、智證兩大師、ま、入唐して、天台、真言を、ま、め、ち、ひて、叡山に、ひろ、ま、り、バ、彼の門風、い、よ、は、り、り、り、て、天下、ま、流布せり、唐國、ま、ま、り、より、經教、お、く、せ、ぬ、道邃、より、四代、ま、あ、ま、る、義寂と云ふ人、ま、で、唯、觀心を傳へて、宗義を、あ、ま、む、る、事、た、え、ま、ら、ふ、や、吳越の忠懿王^{姓ハ}錢名

ハ鏐、唐の末つ方より、東南の
 吳越を領して、偏霸の主より
 をちげきて、使者十人を差して、我々朝よ送り、教典をも
 とめりむことごとく寫し畢て歸りぬ、義寂、こまをこあ
 きゝめて、更に、此の宗を再興すすりるこころハ、五代の中、
 後唐の末ばまなり々まバ、我々朝よハ、朱雀天皇の御代
 よやあつマらん、日本より返り渡りたる宗ちまバ、此の
 國の天台宗ハ、へりて本とちまるなり、およそ、傳教
 彼の宗の秘密をつつへらまたることも、唐の台州刺史
 文あことごとく一宗の論疏をうつし、國にへまる事
 も、釋志盤が佛祖統紀異朝の書よ見えたり、弘法も、母、懐胎
 のはぐめ、夢よ、天竺の僧来りて、宿をうり給ひたりとぞ
 寶龜五年、甲寅六月十五日に誕生、此の日、唐の大曆九年

惠果ハ、唐の青龍寺の
 僧にして、不空三藏の
 弟子なり

五筆の藝、筆を口よ加
 へ、左右の手よ持ち、又
 左右の足よもはいて、
 一同一真草の字とら
 せり、古今著聞
 集よ見えり

瀉瓶、宗旨の蘊奥を極
 めてのこりち、其身
 よ受け傳ふるをいふ
 もと瀉瓶とい、水を瓶
 ようつして、餘るる西
 ちきをいふなり

六月十五日にあつたり、不空三藏入滅す依りて、彼の後
 身と申し、ちり、且ハ、惠果和尚の告よも、我と汝と久契
 あり、誓ひて、密藏を弘めんとあるも、此のゆゑよや、渡唐
 の時も、或ハ、五筆の藝を不どあ、はまの神異あり
 ちりバ、唐の主、順宗皇帝、ことよ仰ぎ信し給ひき、彼の惠
 果ハ、真言第六の祖師なり、和尚、六人の附法あり、劔南の
 惟上、河北の義圓金剛一界、新羅の惠日、訶陵の辨弘胎藏
 界を、青龍の義明、日本の空海兩部を、義明ハ、唐朝よおき
 傳ふ、灌頂の師たるべり、世をやくす弘法ハ、六人
 の中よ瀉瓶ちり、惠果の俗弟子、吳越の詞なり、志のまバ、真言の宗よ
 ハ、正統なりといふべきなりや、こま又、異朝の書よ見え
 るなり、傳教も、不空の弟子、順曉にあひて、真言を傳へら

訂正 申 皇 正 統 記 中 卷 二十六 教育書專賣所

顯密 應化の說法を顯教と云ふ、入天三乘の機に應じて、顯密の淺略を説くなり、法身の說法を密教といふ、佛の内證知ることを能く、故に密教といふ、秘して示さざる謂ふあり

きくうど、在唐幾もろりくバ、深く學せりまざり、にや、歸朝の後、弘法もそとぶらまきなり、又今ハ、此の流をえよと、慈覺、智證ハ、惠果の弟子、義操法潤と聞え、ガ弟子、法全ありあひて傳へらる、お不よそ、本朝流布の宗、いまハ七宗あり、この中も、真言、天台の二宗を、祖師の意巧もろく、鎮護國家のつめと心は、けるふや、比叡山も、比叡山といふと、桓武傳教心を一よして、興隆せり、まど、舊事本紀に比叡の山の輩、これを講む、ま、神の御事なりと見え、顯密るるびて紹隆す、殊に、天子、本命の道場を、御願をいのる地なり、よつく、密、又、根本中堂を止觀院と云ふ、法華の經文よつき、天台の宗義により、うつく、鎮護の深義ありとぞ、東寺ハ、桓武遷都のつめ、皇城の鎮のため、是をよてらる、弘仁

止觀院止觀ハ、印度語と、善摩他毘鉢舍那といふ、止ハ煩惱妄念を止息するをいひ、觀ハ觀照して、智慧を發起して、諸法實相を觀し、十界の依正を照すをいふなり、この義をとりて院と名づけらるなり、諸宗雜住云々、空海真言院を、兼ねて三論俱舍成實等の宗師をいひ、諸宗同化の場とあり

三流ハ、延曆、園城、東寺あり

の御時、弘法よ給ひて、ちつ、真言の寺と、諸宗の雜住を許し、地なり、此の宗を神通乘と云ふ、如來果上の法門にして、諸教におえ、極秘密とほり、就中、我が國ハ、神代よりの縁起、此の宗の所説よ符合せり、此のゆゑ、や、唐朝に流布せり、ま、ま、ま、の事よて、則、日本よと、ま、ま、相應の宗ありといふも、理よや、大唐の内道場よ准して、宮中よ真言院をた、使の廳、大師奏聞して、毎年正月、此の所よて御修法あり、國土安穩の祈禱、稼穡豐饒の秘法なり、又、十八日の觀音供、晦日の御念誦等も、宗よよりて深意あるべし、三流の真言、いづまと云ふべきなり、ねど、真言を以て、諸宗の第一とする事も、むねと、東寺によきり、延喜の御宇よ、綱所の印鑑を、東

山門寺門、延曆寺と圓戒寺とあり

四ヶ所の戒壇、奈良の東大寺、下野の樂師寺、近江の延曆寺、筑前の觀音寺あり

寺の一の阿闍利を預けらる依りて、法務のことを知行して、諸宗の一座より、山門寺門も、天台をむねとするゆゑ、或るや、顯密をうねるまで、宗の長をえ、天台座主と云ふめり、此の天皇、諸宗をさへて興らせ給ひたり、中みえ、傳教、弘法、御歸依ふりたりた、傳教をトめて、圓頓の戒壇を立つべきより奏せしむるを、南京の諸宗、表をあげて、何れも申しつゝと、つひに、戒壇の建立をゆるはれ、本朝四ヶ所の戒壇とる弘法は、ことほら、師資の御約あり、三論は、東大寺よこきをひろめ、彼の花嚴は、唐の杜順和尚よりはうりよるを、日本の良辨僧正傳へて、東大寺に興隆す、此の寺は、すまをち此の宗によりて、

三論宗傳來三説あり、一ハ慧觀之を傳ふと、二ハ慧觀の法孫智藏こを傳ふと、三ハ道慈大空年間、入唐して之を傳へたりといふまといづれは是を知らぬ、孝徳の御世云々、此の事、孝徳紀に見え、俱推古紀三十三年正月の世、高麗王僧慧灌を貢せし事あり、或ハこを誤れるや、今定めしむ、法相宗傳來の事も亦五説あり、一ハ道昭傳來して元興寺弘めきと云ひ、二ハハ濟明帝四年、智通、智達、兩師入唐して、玄奘、及慈恩、就きて、學び、所なりといひ、三ハハ其後五十五年を経て、

建立せしれりや、大花嚴寺と云ふ名あり、三論ハ、東晉の同時、後秦といふ國、羅什三藏と云ふ師來りて、此の宗をひらきて、世よりつゝへたり、孝徳の御世に、高麗の僧、惠觀來朝して傳へたり、めり、玄奘より、最前流布の教ふや、そのうち、道慈律師請來して、大安寺よひろめき、今ハ花嚴とるびて、東大寺あり、法相も、興福寺あり、唐の玄奘三藏、天竺より傳へて、國よひろめ、日本に定惠和尚、大織冠のこの國にわたり、玄奘の弟子たり、歸朝の後、世をまやく、いまの法相ハ、玄昉僧正と云ふ人、入唐して、泗州の智周大師の弟子と逢ひて、こををつゝへて流布しけり、春日の神も、殊更、此の宗を擁護し給ふるべし、この三宗よ天台をぐるへ

訂正 申 皇正統記中卷

教行書專賣所

文武帝大業三年、新羅の智鳳、智覺、智雄の三師、共々勅を奉じて入唐し、撰揚大師の學を弘め、歸朝して之を弘め、其の後十三年を経て、玄奘入唐し、撰揚大師の學を弘め、歸朝して之を興福寺に弘め、其の後、此の二宗も亦一説あり、三宗、三論、法相、花嚴をいふ、大乘、小乗、兼とハ申す、法よく人を運載す、故に乘と喻ふといふ、又大乘ハ即華門より、小乗ハ即易門より、薄智の凡夫ハ易門を示して、之を誘ふ地、極極樂の説是なり、その難門ハ、性理論ニ屬して、哲學中家源遠なる

て、四家の大乘と云ふ、俱舍成實などいふハ小乗なり、道慈律師、ちちくつとへて流布せしむるれども、依學の宗にて、別宗をたつることあり、我が國、大乘純熟の地なれば、や、小乗をちちふ人のちきなり、又、律宗ハ、大小に通ずるなり、鑒真和尚來朝して、ひろめられしより、東大寺、及、下野の樂師寺、筑紫の觀音寺に戒壇を立て、此の戒をうけぬりのハ、僧籍につらなるぬ事なり、にき、中古よりこのうと、其の名はうりよて、戒體をまもるふとたえふなるを、興正井、南都の思圓上人等、章疏を見あきらめて、戒師とちち、北京ふる、我禪上人入來して、彼の土の律法をつらへて、こきをひろむ、南北の律、再興して、かの宗も入るるも、つらハ、威儀を具するふとふるき、ご

るりのよりて、人おなく之を解す、よ苦め、東大寺及云々、こきを日本の三戒壇といへり、北京、南都、奈良、三對して平安城を北京といふ、律、四律あり、一ハ十誦、律ニハ四分律、三ハ僧祇律、四ハ五分律なり、鑑真の將來せるハ、第二の四分律よりて、後世、真言律の他ハ皆之を遵奉せり、故に正傳といふとそ、慧可云々、慧可ハ隋の開皇十三年に寂せり、もとめ、可達磨ハ少林寺に謁す、磨、面壁して、願す、大い雪ふる可、雪中に立ちて積雪膝を過ぐまじ、去ら

ど、禪宗ハ、佛心宗とも云ふ、佛の教外別傳の宗なりとぞ、梁の代に、天竺の達磨大師來りてひろめられしに、武帝は機をちちせず、江を渡りて、北朝より、嵩山と云ふ所より、つら、面壁して、年を送られり、後に、慧可こきををつら、慧可より下、四世、弘忍禪師と聞えり、嗣法、南北に相わらる、北宗のちち、これをバ、傳教、慈覺つとへて、歸朝せし、まき、安然和尚、慈覺の孫弟子、教時、諍論といふ書に、教理の淺深を判するよ、真言、佛心、天台とつら、ねらり、ちきど、け傳ふる人ちちて、ちき、近代とちりて、南宗のちちれおなくつとは、異朝ハ、南宗の下に五家あり、其中、臨濟宗の下より、又、二流とちち、これを五家七宗といふ、本朝より、榮西僧正、黃龍の流をくちて、傳來の後に、聖

又左臂を断ちて求
法の志を示す唐遂に
法を傳へりきとぞ
崇西ハ賀陽氏備中の
人なり建保三年七月
歸倉壽福寺寂せり
黄龍の流云々釋迦正
法妙心を以て迦葉
屬二十八傳して達
磨に至り六傳して曹
溪に至り又六傳して
臨濟に至り八傳して
黄龍に至り又更に八
傳して徹に至り崇西
宋に入りて徹より正
傳を受く故に是より
はき一禪の入りこと
ふる一と雖とも皆正
傳なりとす崇西
を以て禪宗の開祖と
いふなり
禪とハ其の常静
止り禪定を修むるを
いふなり

一上人石霜の下つかど、帝丘のちのれを無準より彼の宗のひろまれる事ハ、この兩師よりのとちり、打ちついた、異朝の僧もあまると来朝し、此の國よりも、あつて傳へりつバ、諸家の禪はほく流布せり、五家七家といへども、以前の顯密權實等の不同ハ相似るべし、いづきも、直指人心、見性成佛の門をバ出でしるなり、弘仁の御宇より、真言、天台のちよりにちる事を、いさゝかあるせらにつきて、大うこの宗も、傳來のおりむきをのせり、極めて、あやまち多うん、但、君としてを、いづれの宗をも、大概おろしめて、捨てらまばらん事を、國家攘災の御をありごころべき、菩薩大士も、つうはどる宗あり、我が朝の神明も、とりわた擁護し給ふ教あり、

直指人心云々禪宗ハ
教外別傳不立文字と
立て直指身心、見性成
佛と成し、經卷陀羅尼
を以て、人を教化せり
にも各自の工風、
任すといふ
菩薩菩提薩陞をいふ
菩提ハ佛道の名なり、
薩陞、秦ハハ大心衆生
といへり、大心ありて、
佛道に入らるるを、菩提
薩陞と名つくとぞ
根機、心根機關の義ナリ

一宗は志ある人、餘宗をそしり、いやくむ、大きなるあやまりあり、人の根機、志なきは、教法も無盡なり、いんや、わが信ずる宗を、あきめずして、いまだ、志らざる教を、そらんる極めたる罪業にや、わきハ、此の宗も歸すれども、人ハ、まご彼の宗も、らばす、共ニ隨分の益あるべし、おまみる、今生一世の値遇に、いづ國の主とも、なり、輔政の人とも、なり、諸教を捨て、機を、いづり、得益のひろからん事を、おひ給ふべきなり、且ハ、佛教に、いづり、儒道の二教の、いづり、もろくの道、いやくき藝までも、おひ用ふるを、聖代といふべきなり、およそ、男夫も、稼穡をつとめて、おのきも食し、人よあつへても、うゑば、いづり、め、女子も、紡績を、おと

して、みづくも衣、人をあゝあちくも賤に似
たまども、人倫の大本ちり、天の時にまゝのひ、地の利ま
よれど、此の外、商活の利を通ずるもあり、工巧のわけを
このむえり、仕官ま心ばすもあり、是を四民と云ふ、仕
官するるとして、文武の二道あり、座して以て、道を論ず
るハ、文士の道ちり、此の道に明らあちりハ、相とするま
たへり、征きて功を立つるハ、武人のわけちり、此の日
ざふ譽あちりハ、將とするふちり、はまハ、文武の二ハ、志
ちりくも捨て給ふべり、世亂れちる時ち、武を右に
し、文を左にす、國をほまれるときち、文を右に、武を左
にす、ち、いへり、古ハ、右を上とす、よかくのごとく、はま
ちり、道を用ひて、民のうまへをやすめ、をのちの

曆數論語云、堯曰、咨爾
舜、天之曆數在爾躬、註
云、曆數謂列次、疏云、言
天位之列次、當在女躬

あちをひちり、ちりめん事を本とすべし、民の賦斂をお
つくりて、身づちり、の心をほし、まにす、事ハ、亂世
亂國の基ちり、我が國ち、國種のかちる事ハ、ちけまども、
政み、まぬれば、曆數久し、ち、繼體もたふちり、
所々にちるせり、いんや、人の臣として、其の職を守る
べき、おちきてをや、抑、民をちびくにつきて、諸道、諸藝、
ちな要樞ちり、古ハ、詩書禮樂をりちりて、國政をちむる
四術とす、本朝ち、四術の學をちりて、ちと、たちりち
らばれど、紀傳、明經、明法の三道に、詩書禮を攝すべきま
こそ、算道を加へて、四道と云へり、代々に用ひられ、其の
職をちり、事ちま、くちり、ちるすま、あち、ち、醫
陰陽の兩道、又、これ、國の至要ちり、金石絲竹の樂ち、四學

五聲十二律五聲八音
商角徵羽宮商十二律
ハ六律六呂をいふ

輪扁斲輪をけづりて
云々

莊子天道篇云桓公讀
書於堂上輪扁斲輪於
堂下歎雖鑿而上問桓
公曰敢問公之所讀為
何言邪公曰聖人之言
也曰聖人在乎公曰已

の一よりて、りたり政をする本あり、今ハ、藝能のぶとく
におりへる、無念の事あり、風を移し、俗をかふるをも、樂
よりよきをさしといへり、一音より、五聲十二律又轉ト
て、治亂をわきまへ、興衰を志るべき道とこそ見えられ、
又、詩賦歌詠の風も、今の人のこのむ所、詩學の本にハ殊
あり、志のきどをも、一心よりおこりて、よるづの言の葉と
ちり、末の世をきど、人を感ぜしむるみちあり、是をよく
せば、僻をやめ、邪をふせぐ教ちるべし、うれば、いづも
り、心の源をあきりめ、正し歸する術あり、輪扁が輪
をけづりて齊の桓公試をへ、弓工が弓をつくりて、唐
の太宗をほとくむるたぐひもあり、乃至、圍碁彈碁の
たえぶをきても、おろろちる心試をほめ、かるくしき

死矣、曰、然則君之所讀
者、古人之糟粕已夫、桓
公曰、寡人讀書、輪人安
得議乎、有說則可、無說
則死、輪扁曰、臣也以臣
之事觀之、斲輪徐則甘
而不固、疾則苦而不入、不
徐不疾、得之於手、而應
於心、口不能言、有數存
焉於其間、臣不能以喻
臣之子、臣之子亦不能
受之於臣、是以行年七
十而老斲輪、古之人與
其不可傳也死矣、然則
君之所讀者、古之糟粕
已夫、と見えり

わづをとくめんがためあり、但、其の源にりくづらざと
も、一藝をまらぶべき事や、孔子も飽までに食して、終
日心を用ふる所あり、博奕をどよせよとい
へるあり、まして、一道をうけ、一藝あそたづちをらん、
本をあきりめ、理をほとる志あり、これより理世の要
ともあり、出離のちりごとくもあり、らん、一氣一心よ
りとづけ、五大五行により、相剋相生をへり、自もほとり、
他もささくしめん事、萬の道、其の理ひとつあるべし、
此の御門、誠に、顯密の兩宗を歸し給ひし、のち、儒
學もあきか、に、文章もたくし、書藝もすくま給へり
き、宮城の東西の額も、御まづり書りせ給ひぬ、天下を
治め給ふ事十四年、皇太弟にゆづりて、太上天皇と申①

訂正 申望正統己申卷

三十二

教育書專賣所 普及舎

理皆邪、弓雖剛勁而連
箭不直非良弓也、朕始
悟焉、朕以弘弓定四方
用弓多矣、而猶不得其
理、況朕有天下之日淺
得為理之意、未及於弓
弓猶失之、而況於理乎
と見えり
五大五行、五大ハ、地水
火風空をいひ、五行ハ
木火土金水をいふ

帝都の西、嵯峨と云ふ所に、離宮をいめてぞまゝに
く、一旦、國をゆづり給ひしものならび、行末までも、は
づけまゝは、ゆんの御心ばし、や、新帝の子、恒世親王を
太子とて給ひしを、親王、又かゝく辭退して、世をそむ
きたまひたるこそあり、うとけき、上皇、ふりく謙讓し、ま
しけるも、親王、又かゝくの、おれ給ひたる、末代までの美
談にや、むろゝ仁徳兄弟相讓り給ひし後、ハ聞らば、
事あり、五十七歳おなゝまゝに
第五十三代、淳和天皇ハ、西院の帝とも申す、桓武第三の
子、御母ハ、贈皇太后藤原旅子、贈太上天皇大臣百川の女なり、
癸卯弘仁十四の、と即位、甲辰、改元、長天天下法を定め、ま
ふ事十年、太子、うづりて、太上天皇と申す、この時、兩上

は、ありて、すてられ
云々、承和九年、東宮、帶
刀伴健岑等、反謀、事
親王に、連き、故、
せ、ま、給ひ、り

皇まゝに、けき、嵯峨を、前太上天皇、此の御門を、
後太上天皇と申し、嵯峨帝の御おきて、や、東宮に、
又、此の帝の御子、恒貞親王立ち給ひ、が、兩上皇かくれ
まゝに、のち、ゆゑありて、すてらま給ひき、五十七歳
れ、まゝに、
第五十四代、第三十世、仁明天皇、御名ハ、正良、是より、はき
ち、多、く、ハ、乳、母、の、姓、を、御、名、に、用、ら、れ、き、是、深、草
より、二、字、な、ま、ま、ま、の、せ、た、て、ま、つ、る、
の、帝、と、も、申、す、嵯峨第二の子、御母ハ、皇太后橘の嘉智子、
贈太政大臣清友の女なり、癸丑、天長十の、と即位、甲寅、
改元、承和この天皇ハ、西院の御門の猶子の義まゝに、
けき、朝覲も、兩皇にせはせたまふ、いあるときハ、兩皇同
所に、て、觀禮も、あり、とぞ、我が國のはり、

この御代よと云々、
義解の成るるをいふ
こと

事ハ此の比不ひよやありらん、遣唐使もつねあり、歸朝のち、建禮門の前に、彼の國の寶物の市をさす、群臣と給えする事もありき、律令ハ、文武の御代よりいどめらまじり、この御代よりぞえびと、のへられまゝる天下城をいめたまふこと十七年、四十一歳れまじりま

第五十五代、文徳天皇、御名ハ道康、田村の帝とも申す、仁明第一の子、御母ハ太皇太后藤原の順子、五條の右と申しき左大臣冬嗣の女あり、庚午嘉祥三年の年即位、辛未仁壽に改元、天下を治め給ふ事八年、三十三歳おはまじり

第五十六代、清和天皇、御名ハ惟仁、水尾の帝とも申せり、文徳第四の子、御母ハ皇太后藤原の明子、淡殿の右と申しき攝政

阿衡、書經太甲註、阿衡、商之官名也、言天下之所倚乎也、と見えり

太政大臣良房の女あり、我が朝ハ、幼主、位に居給ふことまじりき、此の天皇九歳にて即位、戊寅天安の年あり、己卯に改元、貞観踐祚あり、外祖良房の大臣けりめて攝政せり、云ふこと、りらこいふを、唐堯の時、虞舜を登用して、政をまうせとまひき、是を攝政といふ、かくて、三十年ありて、正位をうけられき、殷の代に、伊尹と云ふ聖臣あり、湯及太甲を輔佐す、是ハ保衡といふ、阿衡云ハ、其の心ハ攝政あり、周の世に、周公旦、又大聖ありき、文王の子、武王の弟、成王の叔父あり、武王の代ハ、三公につらあり成王、あうて位まつき給ひり、周公に、漢の昭帝、又、幼よて即位、武帝の遺詔により、博陸侯霍光といふ

強祿ハ、幼兒を負ふ疾
ちり、こゝハ直ニ幼
少なる事ニ用ひたり

人、大司馬大將軍にて攝政す、中ふを周公霍氏をそ先蹤
ふも申すめる、本朝にも、應神うまき給ひて、強祿よま
くくバ、神功皇后、天位に居たまふ、とらまとも攝政
と申し傳へたり、是ハ、今の義にハ異ちり、推古天皇の御
時、厩戸の皇子攝政給、こまきぞ、帝ハ、位にそまをりて、
天下の政、とらまらう、攝政の御ま、ちりたる、齋明天
皇の御代、御子中大兄の皇子、攝政給、元明の御世
の末つり、皇女淨足姫の尊元正天皇の御事、とらまらう、攝政
給ひき、この天皇の御時、良房の大臣の攝政よりして
を、まはしく、人臣にて攝政する事なまらまり、まら、但、
此の藤原の一門、神代より、故ありて、國主をさすけたて
まつる事ハ、はきよまら所々よりせり、淡海公の、ち、參

補陀落云々、ふどらく
山ハ觀音の淨土ちり、
ちるを今興福寺、觀
音の像を安置せる
故ニ准へたり、くハ
ふちり、北の藤波ハ、冬
嗣ハ北家の流るる、
その意をよせてよま
れ、ちり
皇子、皇孫云々、皇子
に源姓を賜ひ、事ハ
弘仁五年より、まれ
り、當時皇子八人、源
姓を賜ひ、事、日本紀

議中衛大將房前、其の子、大納言真楯、其の子右大臣内麻
呂の三代を、上二代のごとく、はらえずやあり、内麻
呂の子冬嗣の大臣、開院の左大臣と云ひ、藤原の、とら
へぬる事をまげきて、弘法大師に申しあをせて、興福寺
に南圓堂を立て、この、申はまらり、此の時、明神役夫
にまらりて、補陀落の、南の岸よ、堂立て、今を、はらえ
ん、北の藤波と詠ト給ひ、らるとぞ、この時、源氏の人々、
數多失せり、けり、と申す人あまき、大きちらひ、が事ちり、
皇子、皇孫の源の姓を給ひ、高官高位よらる事ハ、此の
後の事ちまき、誰人り失すべき、はれど、彼の、一門の、はら
え、事、まらと、祈請に應へ、り、とらみえ、り、大、り、
此の大臣、遠きをも、かり、れ、り、る、こそ、子孫、親族

訂正 申皇正統記中卷

教育書專賣所 普及舎

略見えりこの後
代々の例より
菅江ハ菅原大江の二
氏より

氏の長者職原抄云藤
氏長者蒙攝政關白詔
之人為其任仍別不
宣下也但宇治左大臣
賴長非攝關為長者宣
下之例初於此乎
氏の社ハ春日の神を
いふ

關白百寮訓要抄云人
臣の位にて政事を管
領する職也職原抄
云關白者漢宣帝立霍
光猶攝政非幼主之故
霍光遷政宣帝猶重其
人今關白萬幾關白之
号自此而始云云河海
抄云陽成天皇元慶四
年十二月八日詔右大

の學問をすめんとめよ、勸學院を建立^レ大學寮^ニ東
西の曹司あり、菅江の二家は是をつらさどりて、人をを
ふる所より、彼の大學の南に、此の院をさてられ^レく、
南曹とぞ申し、^ゆ氏の長者たる人、むねと、此の院を管
領して、興福寺、および氏の社の事を取りたこむ^へる、良
房の大臣、攝政せしれより、彼の一流よつこりて、絶
えぬ事より、ふり、幼主の時をうりくとおほえり
ど、攝政關白も、いどまきる職にありぬ、たのづ^く、攝關
と云ふ名をとめらる、時も、内覽の臣をとりれ^しき
バ、執政の義かえる事あり、天皇とちび給ひけむ、攝
政まつりごと、故より奉りて、太政大臣よて、白河に閑
居せしきに、君ハ外孫よま^しおせば、猶も、權を專に

臣正二位藤原基経始
為關白是亦關白元始
也

源信ハ嵯峨天皇の皇
子より

烏帽子、直衣を着るが
ら、略服のま、よての
義より、烏帽子、直衣ハ
略服よ、いなり

せしるとも、あらそふ人あるま^しくや、はれども、謙退の
心ふり、閑適をこのて、常に、朝参るともせしれは、
り、其のころ、大納言伴善男と云ふ人、寵ありて、大臣を
望む^る、ろばし、るんあり、時に三公闕する^りき、^太
大臣良房左大臣 信の左大臣を失ひて、其の闕よのぞ^き、
信、右大臣良相 任せ^らんとあひものりて、先、應天門を焼^り、^左
臣、世をみどらんとするくも、とてなりと、讒奏^レ、^皇
どろき給ひて、糺明におよむず、右大臣ふめ^し仰せて、す
でに誅せしるべきより、ぬ、太政大臣、此の事を聞き、
どろき遷てられ、るあまり、烏帽子、直衣を着るが^ら、
白晝に、騎馬にて馳参りて申し、るどめ^しきより、其の
後、善男が陰謀あり、きて、流刑に處せ^らる、^此の大臣の

在位の帝云々
素真と申せらハ、元慶
三年五月落飾一給ひ
後の法名ちるべし
然らバ在位の帝云々
と云えまゝなるハ穂ま
らぬ如し

忠節、誠ふ無止事ことふちん、天皇佛法に歸したまひて、
常、脱履の御志ありて、慈覺大師に受戒し給ふひき法號を
はげけたてまつり給ふ事、よのほねちるぬにや、むろ、隋の煬帝の、晉王と
いひし時、天台の智者に受戒して、總持と云ふ名をつり
れとせし、よろぬ君の例ちまど、智者のむろの跡ち
まバ、ちるぬへ用ひられらるや、又、此の御時、宇佐の八
幡大菩薩、皇城の南、男山石清水にうつり給ふいさ天皇きこ
しめして、勅使をけかち、其の所を點し、りらし、の工
よとせせて、新宮をつくりて、宗廟に擬せしさむ鎮坐の次
見え、天皇、天下を治め給ふ事十八年、太子よゆつりて志
にぞ、せ給ふひぬ中三とせはつりありて出家、慈覺の弟子

房前—真楠—内曆—
冬嗣—良房—基經—

よて、灌頂うけけせ給ふひぬ丹波の水尾と云ふところより
つりせ給ひて練行しまし、まど、ほどちかくかくれ給ふひぬ
御年三十一歳おえし、まき、天皇御年三十一歳、御母ハ、
第五十七代、陽成天皇、御名ハ貞明、清和第一の子、御母ハ、
皇太后藤原の高子、二條の后、贈太政大臣長良の女あり、
丁酉貞観十九のと、即位改元、元慶、右大臣基經攝政して、太政
大臣よ任ひぬ此の大臣ハ、良房の養子あり、實ハ、中
納言長良の男、此の天皇の外舅あり、忠仁公
の故事のこと、此の天皇、性惡にして、人主の器に堪へ
べ見え給ひまきバ、攝政をげきて、廢立の事をいとめら
まにたり、むろ、漢の霍光、昭帝をとすけて攝政せし、ま
昭帝、世をちやくし給ひし、バ、昌邑王を立て、天子と
昌邑、不徳にして器にたへず、即、廢立をおちちひて、宣

帝を立て奉りき、霍光が大功とこそ志る、傳ふれ、此の大臣まはしき外戚の臣、政を專にせしむ、天下のくめ、大義を思ひて、はどめおさるべき、いとめでき、はきば、一家にも人こそおなくき、えしうど、攝政關白ハ、此の大臣の末のを絶えせぬ事にあり、ふける、つぎ、大臣大將にのぼる藤原の人々も、皆此の大臣の苗裔あり、積善の餘慶ありと云ふ、おたつれ、天皇天下を治め、まふ事八年にして、去りぞけらき、八十一歳までおとし、まき

房前 魚名 末茂
總繼 澤子

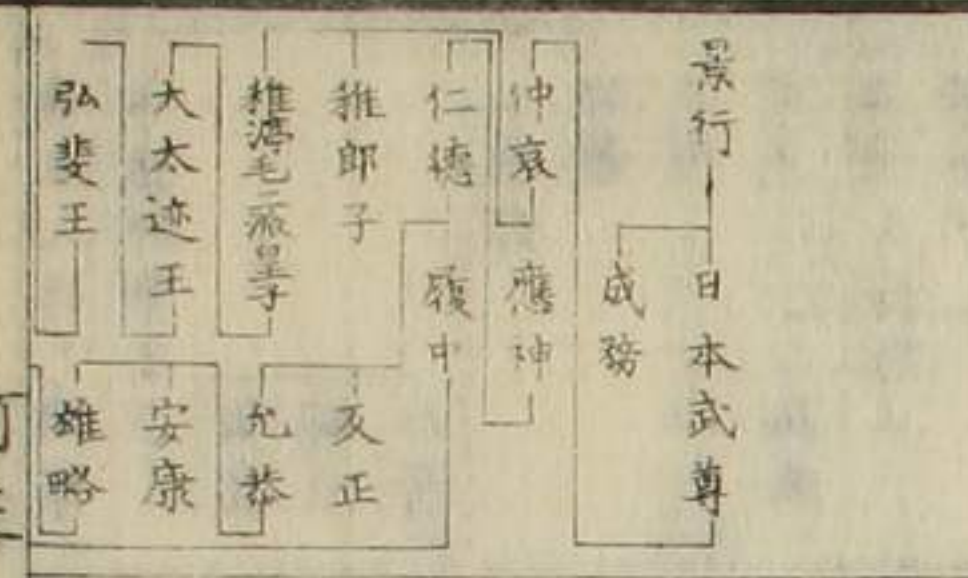
第五十八代、第三十一世、光孝天皇、御名ハ時康、小松の帝とも申、仁明第二の子、御母ハ、贈皇太后藤原の澤子、贈太政大臣總繼の女あり、陽成去りぞけらき給ひるとき、

攝政昭宣公、りろくの皇子を相し申はき、此の天皇、一品式部卿兼常陸太守と聞えしが、御年たうくて、小松の宮にまきける、俄にまきで、見給ひき、人主の器量、餘の皇子にすぐれまき、りて、即、儀式をとのへて迎へ申はき、本位の服を著し、鸞輿に駕して、大内ふ入らせ給ひき、今年甲辰、元慶のとしあり、乙己に改元、仁踐祚のまき、攝政をあらめて關白と、これ、我が朝、關白の始あり、漢の霍光、攝政し、宣帝の時、政をかへして退けるを、萬機の政、猶、光は關白せしめよとあり、其の名をとりて、はづけらき、此の天皇、昭宣公のほとめより、立ち給ひし、御志もふり、ふや、其の子を、殿上

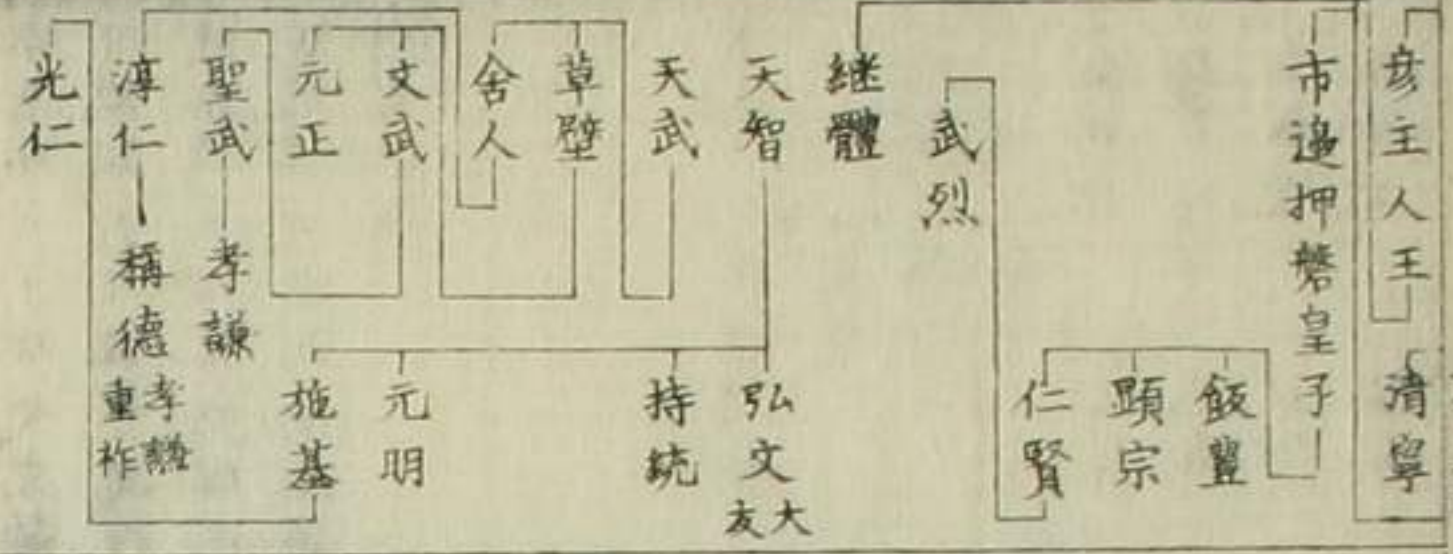
其の子を殿上よめて、長子時平をいふ

にめりて元服せしめ御つづう位記をあそげりて、正五位下より給ひつうとぞ、ひはしく絶えよける、芹川の御幸ちどありて、古き跡をおこはる事も聞えき、天下を治め給ふ事三年、五十七歳たえりまき、大く、天皇の世づきをしるせるふ、むらより、今にいづらまで、家々よあまこあり、かく志るせらも、はるま、珍しうぬ事ちきど、神代より、繼體正統の違をせ給をぬ一はしを申らんが為ちり、我が國ハ、神國ちれば、天照太神の御ちうひひまうせらきくふや、はまど、其の中よ、御あやまりあきバ、曆數も久しうらび、又、つひまを、正路よりへれど、一旦を志げませとすふためりもあり、是ハ、皆みづうらちうせ給ふ御科ちり、冥助のむちきよをあら

本を本と云々、文選西都賦云、大雅宏遠、於是為辭、元元本本、輝見浴間註云、元元本本、謂得其本元



び、佛も、衆生をみちびきつく、神も、萬姓をすちかちりしめんところ給へど、衆生の果報なるに、くる所の性同しうらびりて、十善の戒力ふて、天子ともちり給へども、代々の御行迹、善惡又まちり、かり、れば、本を本として正にりへり、元を元として邪をすてり、事ぞ、祖神の御心りハ、かちをせ給ふべき、神武より景行まで十二代も、御子孫、そのまに、つうせ給へり、うらび、日本武尊、世をまやくまに、りて、御弟成務へだ、り給ひり、と、日本武の御子ふて、仲哀つうへま、り、ぬ、仲哀、應神の御後、仁德傳へ給へり、と、武烈、惡王まで日嗣たえま、り、時、應神五世の御孫まで、繼體天皇えり、たれ立ち給ふ、こきちん、め



けらしきためりたる、はきど、ふつをさるべあそふ時こそ、傍正のうとがひもあき、群臣皇胤あきことを愁へて、いとめ出で奉りて、ふ、其の御身、賢にして、天の命をうけ、人の望にあらひまゝに、さきば、とかくのうとがひあるべし、其の後相つぎて、天智、天武、御兄弟立ち給ひしに、大友の皇子の亂により、天武の御ちがれ久しく傳へらるるに、稱徳、女帝にて御嗣もあら、又、政もみどり、ごちとく聞えしうに、たしあちち御譲ちて、絶えなき、光仁、又、かこちとくより、えくむれて立ちたまひぬ、これらん、又、繼體天皇の御事、似給へる、然まども、天智は、正統にてまゝに、さき、第一の御子大友こそ、あやまりて、天下をえとまき、げりり、第二の皇子よて、施基の

り扶桑略記、天智天皇十年十月、立大友太子、十二月三日、天皇崩、同月五日、大友皇太子即帝位と見えり、これ正統あり、大日本史、皇統に列し奉りしハ、實に公正の見あり

仁明
文徳 清和
陽成
光孝
三代あり、繼體、光仁、光孝の三天皇、又坐せり

御子御とがちり、其の御子あらば、此の天皇の立ち給へる事、正理にうちへるとぞ申すべき、今の光孝、又、昭宣公のえくびりて立ち給ふといへども、仁明の太子、文徳の御ちがきりり、と、陽成、惡王にて退けられしに、仁明第二の御子よて、志しを、賢才諸親王にすぐれまゝに、けき、うとがひなき天命とこそ見えつき、かやうにうとを、より出で給ふ事、是まで三代あり、人のあせる事と、心得奉るまときなり、はきよ、あるせることわき、をよく、さきまへらるべき者をや、光孝より上つうとハ、一向上古あり、よろづの例を勘ふるも、仁和より下つ方をぞ申すめる、いよへす、猶かゝる理にて、天位を嗣ぎ給ふ、まゝに、すまのせり、まさき御ゆづり

てハ、たゞとせ給ふまじき事と心得てまつるべきなり、此の御代より、藤氏の攝録の家も、他流にうつり、昭宣公の苗裔のいぞたゞしく傳へられあはる、上も、光孝の御子孫、天照太神の正統とあどまり、下ハ、昭宣公の子孫、天兒屋根命の嫡流とあり給へり、二神の御ちりひたがもずして、上ハ帝王三十九代、下ハ攝關四十餘人、四百七十餘年よりありぬるにや

賀茂の太神、秦氏本系、帳云鴨上社号別雷下社号御祖、神名式云、山城國愛宕郡賀茂別雷

第五十九代、第三十二世、宇多天皇、御名ハ定省、光孝第三の御子、御母、皇太后班子の女王、仲野親王桓武の御子の女なり、元慶の比、孫王にて、源氏の姓を給へり、せまき源のかき、常に、鷹狩をこのませ給ひらる、ある時、賀茂の大神ありて、皇位よつりせ給ふべきよしを告め

神社賀茂御祖神社二座、臨時の祭、寛平元年十一月二十一日の事あり

申はきなり、踐祚の後、かの社の臨時の祭をせしめらきしハ、太神の申しうけ給ひらる故とぞ、仁和三年丁未の秋、光孝御病ありしに、御兄の御子たちをおきて、ゆづりをうけ給ひひぬ先、親王とあり、皇太子と立ち、即受禪、同年の冬、即位、一年ありて、己酉、改元、寛平、踐祚のほどめより、太政大臣基經、まこと關白せり、此の關白薨して後を、志むらく、其の人をつら天下を治め給ふ事十年、位を太子にゆづりて、太上天皇と申し、中一年むらりありて、出家せしむせ給ひひぬ御年三十三にや、わらくより、その御心づきありきとぞ、仰せ給ひらる、弘法大師三代の弟子、益信僧正を御師にて、東寺よて灌頂せしむせ給ひひぬ又、智證大師の弟子、僧命僧正子時、法橋ありふも、後謚云、靜觀、比叡山よてうけさせ給へ

出家せしむせ給ふ云々、天皇出家して、法皇と稱し給ふ、法皇の号を之と始とん、空海、真雅、源仁、益信、寛平法皇

標註 仁皇御記中卷

音及舎

仁和寺、仁和四年八月の創立として、益信を開基とし、廣澤小野云々源仁の弟子二僧あり、一を益信といひ、仁和寺を開き、廣澤流の始祖たり、二を聖宝といひ、醍醐寺を開き、小野流の始祖なり、廣沢流分また六派とあり、小野流亦わらまで六派とあり、之を其言の十二流といふ

り、弘法の流をむねとせしせたまひけまば、其の御法流とて、今またえび、仁和寺につくふるハ是なり、およそ、弘法の流に、廣澤仁和寺、小野醍醐并勸修寺の二あり、廣澤は、法皇の御弟子寛空僧正、寛空の弟子寛朝僧正敦實親王の子、法皇の御孫なり、寛朝廣澤にすまれしうば、彼の流といふ、其の後、代々の御室相傳へて、たゞ人もあひまじり、法流をあづけ、御室ハ兩度あり、はまど、小野の流ハ、益信の相弟子よ、聖寶僧正とて、智法無雙の人ありき、大師の嫡流と稱する事のあり、くらにや、志るまじも、年戒おとくせけるゆゑ、法皇御灌頂のときも、有職衆につくありて、嘆徳と云ふことをつとめられたるまじ、延喜の護持僧たりて、こゝに崇重し給ひき、その弟子觀賢僧正も、相つぎて護持

申し、おろしく崇重ありき、綱中の法務を、東寺の一阿闍梨に付せしれしも、此の時よりなごまる、正の法務ハ、一の長者なり、諸寺ちり、皆權の法務なり、又仁和寺の御室ハ、總法務とて、綱所を名し仕を、事ハ、後白河院以來の此の僧正ハ、高野まうて、大師入定の窟を開きて、御髪を剃り、法服ちどきせうへ申し、人なり、其の弟子淳祐石山の内供と云ひき、相伴ひ々まじも、終に見奉らる、師の僧正、その手をとりて、御身ふきしめり、とぞ、淳祐罪障のしとをちげきて、身下の心あり、くまば、弟子元果僧都に延命院と云ひき、許可をうりにて、授職をゆるはる、勅定によりて、法皇の御弟子寛空にあひて授職灌頂をとら、彼の元果の弟子仁海僧正、又、智法の人ちりき、小野といふ所にすまき、くらより、小野の流といふ、志るまじ、法皇

訂正 仁皇御記中卷 四十二 敬信書傳讀所 普及舎

ハ、兩流の法主にまゝすちり、王位を去りて、釋門に入ることハ、其の例おふといへども、かく、法流の正統こちり、志うそ、御子孫繼體し給へる、ありごときためしにや、今の世の中までも、かゝる事ハ、延喜、天曆と申しちり、この御世こそ、上代よよまば、無為の御政ちり、とたしちり、れぬ、菅氏の才名よよりて、大納言大將まで登用し給ひしも、此の御時ちり、又、讓國の時、はまゝをへ申し、寛平の御識とて、君臣あふぎたてまつる事もあり、むろし、ゆるふも、天下の明德を、虞舜よりとまるに見えし、唐堯のりちひ給ひしよよみて、舜の徳もあつたれ、天下の道も、あさるにちりよよるとぞ二代の明德をりちて、この御事お

讓國、天皇の位を皇太子に譲り給ふ事ちり、又讓位といふ

房前—真楯—内摩
冬嗣—良門
高藤—胤子

ほり奉るべし、御壽も長くて、朱雀院の御代よぞかくれはせ給ひたる、七十六歳おとまりきり、第六十代、第三十三世、醍醐天皇、御名を敦仁、宇多第一の子、御母ハ、贈皇太后藤原の胤子、内大臣高藤の女ちり、丁巳、寛平の年即位、戊午に改元、昌大納言左大將藤原時平、大納言右大將菅氏、兩人、上皇の勅をうけて、輔佐し申はれき、後に、左右の大臣に任せられて、ともに、萬機を内覽せし、まゝりとぞ、御門、御年十四して、位につらせ給へるを、ゆるくまゝし、りど、聰明叡哲にきおえ給ひき、兩大臣、天下の政をせし、まゝり、右相を、年もたけ、才もかゝこくて、天下の望む所ちり、左相を、譜代の器ちりけき、すて、まゝり、かゝりたるを、或時、上皇の御在所、朱雀院よ

終よりくぶけ奉り
云々、延喜元年正月二
十五日道真を敗して
太宰権帥とし、道真の
ち三年よりて筑紫
鹿野、年五十七後世
文學の神として、諸國
に祭る
善相公清行云々、三善
清行あり、清行はきよ
菅公に書をおくりて
世事を避けて、風月を
友とせん事をすめ
たりき

貞觀元慶ハ、清和陽成
の年号あり

行幸、猶右相よりまうせらるべしと云ふは、どめありてす
でにめし、仰せらるひん々、右相かしくのり申はま
てやみぬ、其の事、世よりきにくるや、左相いきどほり
をふくし、いまの讒をまうけて、終よりくぶけ奉り
事こそあはまらる、この君の御一失とぞ申し傳へ
但、菅氏、權化の御事なきは、末世のためよりやありけ
ん、はうりがく、善相公清行朝臣ハ、此の事、いまどきさ
ば、に、らねては、りて、菅氏に災をのり給ふべ
きよりを申しなきと、は、りて、此の事出来にき、は、れ
に、申せり、我が國ふも、幼主の立ち給ふ事、むらりハな
り、貞觀、元慶の二代、よりめて、幼より立ち給ひ
ハ、忠仁公、昭宣公、攝政よりて、天下を治めらる、此の君ぞ十

季文子ハ三思云々、論
語云、季文子三思而後
行、子聞之曰、再斯可矣

のちちくちりぬ、時平
の後の絶えらるをい
ふ、此の後、弟忠平の子
孫の榮えり

四にてりけつぎ給ひて攝政もちりて、御よりつら政を
まうせまらる、猶、御幼年のゆゑ、や、左相の讒
も、まうせ給ひん、聖を賢も、一失ハあるべきこそ、其
の趣、經書にみえり、は、ま、曾子ハ、我日三省吾躬とい
ひ、季文子ハ、三思ともいふ、聖徳の不まきまらさきに
つけても、いよ、みますべきとらむらり、
應神天皇も、讒を聞らせらるひて、武内の大臣を誅せら
きんとりき、かれハ、よくのらきて、あきくめらる、此
の度の事、凡慮におよび、程ちく、神とあはるきて
今よりいゝるまで、靈驗無雙あり、末世の益を施らん、め
にや、讒をいまし大臣をのちちくちりぬ、同心ありらる
たぐひも、皆、神罰をらりふりてけるにや、此の君、久しく

同心ありたりしひ
も云々源光藤原管根
等を治せり
徳政云々寒夜一御衣
を脱ぎて民の寒苦を
察し給ひ一類是より

基經
時平
兼平
仲平
忠平
穩子
保明
慶頼
寛明

世をくもたせ給ひて、徳政を好むと志ちてせ給ふ事上
代よこえり、天下泰平、民間安穩にて、本朝仁徳のふる
き跡ふえちどくへ、異域堯舜のかゝこき道もくくへ
申した、延喜七年、丁卯のこゝり、この唐滅びて、梁と
云ふ國にうつり、打ちつゝき、後唐、晋、漢、周といふ
五代ちんあり、此の天皇、天下を治め給ふ事三十三年、
四十四歳おとまりき、
第六十一代、朱雀天皇、御名ハ寛明醍醐十一の子、御母、皇
太后藤原の穩子、關白太政大臣基經の女なり、御兄、保明
の太子と申して、文彦早世、其の御子、慶頼の太子も、打ち續
きかくれまゝ、保明一腹の御弟にてたら給ふ、
寅、延長の年即位、辛卯、改元、
平、承、外舅左大臣忠平、
昭宣公、
の三男、

攝關ちりき、宇多天
皇、寛平三年の、後、延喜
一代、則、四十年間、攝關
ちりき

平將門、相馬小二郎と
稱し、常陸下總の間に
ありて、攻剽を事とし、
遂に新皇と稱し、大臣
以下、文武の百官を借
擬せり
使、檢非違使をいふ、非
法を檢し、追捕糾斷を
掌る職にして、弘仁年
間、こゝりておろせ
り

後、眞信公、攝政せり、
寛平、昭宣公薨りて、後、延喜
御一代まで攝關ちりき、此の君、又幼主にて立ち給ふ
によりて、故事、まうせて、萬機を攝行せり、まゝふ
そ、此の御時、平の將門といふのありき、上總介高望が
孫なり、高望ハ、葛原の親王の孫、平の姓を給ふ、執政の家に
つり、まゝりけるが、使の宣旨を望し申し、不許を
るによりて、いきどおををり、東國、下向して、叛逆を
おこして、先、伯父、常陸の國の大掾國香をせめり、
ハ、國香を自殺しぬ、こゝより、坂東をわらひ、下總
の國、相馬郡に居所をしめ、都と名づけ、つららも平親
王と稱し、官爵ををり、あゝへり、是によりて、天下騒動
の、參議民部卿兼右衛門督藤原忠文朝臣を、征東大將軍

源經基清和天皇第六の皇子貞純親王の長子なり故に六孫王と稱せり

將門の謀反ハ天慶二年十一月の事なり分註ニ承平五年とあるハ例の諸記の失なるべし

とし、源經基清和の御末六孫王と云ハ藤原仲舒忠文の弟なりを副將軍として、さしつうもは平貞盛國香藤原秀郷等、心を一にして、將門を不ろぼして、其の首を奉り、バ、諸將も、道よりかへり参りにき、將門ハ承平五年二月に事をおこし、天慶三年二月に滅びぬ、其藤原の純友といふりの、將門に同意して、西國もて叛亂せしを、少將小野好古を遣もして追討せし、天慶四年に純友のくて、天下志づまりよき、延喜の御代、はしも安寧なりしに、いつし、このみづれ出で来天皇も、おどやうりまし、くたり、又、貞信公の執政より、バ、政のたがふおとハあゝ、時の災難にこそぞおぼゆる、天皇、御子ましまさば、一腹の御弟、太宰の帥の親王を、太弟に立てし、天位をゆつりて尊跡あり

き、後にハ、出家せし給ふ、天下を治め給ふ事十六年、三十歳おけし、まき

第六十二代、第三十四世、村上天皇、御名ハ成明、醍醐十四の子、朱雀同母の御弟なり、丙午の年天慶即位、丁未、改元、天曆兄弟あひゆづりせ給ひし、ハ、まめやうち、禪讓

の禮儀ありき、此の天皇賢明の御たまき、先皇の跡をつぎ申らせ給ひし、バ、天下安寧なる事も、延喜、延長のむ

ろに、おとち、バ、文筆諸藝を好み給ふ事も、かたりま

は、萬のためにも、延喜、天曆の二代とぞ申し

ける、ゆるこしのかし、おき明王も、二三代とつゝ、なるを、まき、ちりき、周ふぞ、文武、成康、文王ハ正位ニ漢ふを、文景、ちどぞあり、うき事、申し、なる、光孝か、とち、より、え

内裏に炎上云々、天德四年九月二十三日の事あり

御記村上宸記、また天曆御記ともいふ
南殿拾芥抄云、紫宸殿俗云南殿

らむれ立ち給ひし、打ちつゞきて、明王の傳へ給ひし、我が國の中興すべきゆゑなりこそありけり、又、繼體も唯、此の一流のいざどまり、すゑつうと、天德年中、よや、むづめて内裏に炎上ありて、内侍所もやけふしが、神鏡を灰の中より出だし奉^{りぬ}圓規損ずる事もさうく、分明ありき出で給へり、さうてまつる人、驚感せずといふことさ^らいざ、御記にみえさる、この時、神鏡の、南殿の櫻にうづらせ給ひけるを、小野宮實頼の大臣、袖にうけられりとまうす事あまど、ひがぶとを云ひ傳へたるなり、應和元年辛酉のと、りらふの、後周滅びて、宋の代よりとま^{りぬ}唐の後五代、五十五年のあひど、彼の國、大きに亂きて、五姓うづりかゝりて國の主たり

清涼殿拾芥抄云、一云、中殿又云、御殿、南殿西、常宿居也

五季とぞいひたり、宋の代、賢王うちつゞきて、三百二十餘年までたもてりき、此の天皇、天下を治め給ふこと二十一年、四十二歳おとまりき、御子、たなくま^{りぬ}一中に、冷泉、圓融を、天位に即き給ひしうば、申すおよむ、親王の中に、具平親王^{六條の宮と申せり、中務卿と譽おとまりき、よりにて、是を賢才文藝のうた、代々の御あつた、後中書王と申せり}、賢才文藝のうた、代々の御あつた、よくあびつぎ申し給ひたり、一條の御代、よろづ昔をおとまり、人を用ひま^{りぬ}くま^{りぬ}ば、此の親王、昇殿し給ひし日、清涼殿にて、作文ありしに、中殿の作文と云ふこそ、貴是賢才といふ題にて、韻を探らるる事ありき、此の親王の、いざどめちるべし、凡、諸道にあきさるる、佛法の方までく^ららざりたりとぞ、む^らりより、源氏お^らなり

標註 不皇正統記中

普及舎

しうども、此の御すゑのいぞ、今にいふ事ハ、嵯峨の御門、世の
よいりて、相つぐり、源氏といふ事ハ、嵯峨の御門、世の
つひえを思しめて、皇子皇孫に、姓を給ひて、人臣とな
し給ふ、すちもち、御子、あまご、源氏の姓を給ふ、桓武の
御子、葛原の親王の男、高棟、平の姓を給ふ、平城の御子、
阿保親王の男、行平、業平等、在原の姓を給はる事も、此
の後の事ちまど、是ち、たまの義ちり、弘仁以後、代々
の御後ち、みる、源の姓を給ひしちり、親王の宣旨を蒙る
人ハ、才不才によぐべ、國々ハ封戸ちど立てられて、世の
つひえちりしかバ、人臣につね、官學して朝要しちま
ひ、器にちりしひ、昇進すべき御おきてちるべし、姓を給
ふる人も、直に四位ハ叙りての事ちり、當君のハ、三位

宣旨通鑑綱目注云、天子命謂宣旨、又曰宣命と見えり、封戸、宗室諸王、及勳功ある大臣等ハ賜ふ所の民戸よりて、位封職封の二あり

ちりべしと云、御子、大納言定の卿、三位ハ叙せしき
代ハ、是ハ當かして、代々のあひど、姓を給ひし人、百十
餘人も、ちりしん、ちまど、他流の源氏、大臣以上しち
て、二代と相續する人の、今まできこえぬ、お、い、ち
る故ちりんとおつらけき、嵯峨の御子、姓を給ひし
人、二十一人、此の中、大臣にのぼれる人、常の左大臣、
信の左大臣、融の左大臣、仁明の御子に、姓を給ひし人、十
三人、大臣よのなきる人、多の右大臣、光の右大臣、
徳の御子に、姓を給ひし人、十二人、大臣よのなきる人、能
有の右大臣、清和の御子に、姓を給ひし人、十四人、大
臣にのぼれる人、十世の御末ハ、實朝の右大臣、
王の苗、陽成の御子ハ、姓を給ひし人、三人、光孝の御子

訂正 申皇正統記中

四十八

教育書專賣所

に、姓を給ひし人十五人、宇多の御孫に、姓を給たりて、大臣の不きる人、雅信の左大臣、重信の左大臣、くもよ、敦實親王の男、醍醐の御子に、姓を給ひし人二十人、大臣のなれり人、高明の左大臣、兼大兼明の左大臣、後よ親王とせり、中務卿よ任せまぬ、前中書、此の後ハ、皇子の姓をたまふ事をうえよけ王是ちり、皇孫にも、あまごあり、任大臣を本と記すよよて、ことくくのせび、ちろくハ、後三條院の御孫よ、有仁の左大臣、兼大将、輔仁の親王の男、白河院の御孫、猶子よて、直に三位せし人ちり、二世の源氏よて、大臣にのまきり、かやううまう大臣にいりても、いづきの二代とあひつける、ほとく、納言以上よて、傳えまらざる、稀ちり、雅信の大臣の末ぞ、おのづから、納言までもものなりて、残りちり、高明の大臣の後、四代、大納

言にてありしを、やく絶えよき、いらふも、故ある事々とお不えり、皇胤の貴種より出でぬる人、蔭をこのいと、才ととえちり、剩人よおこり、物よ慢ずる心もあるべきにや、人臣の禮にこのふ事ありぬべし、寛平の御記に、其のそしの見えしちり、後をそよくかみらせ給ひたるに、おそ、皇胤も、まふとよ、他よことちるべき事ちるバ、我が國ハ、神代よりの誓よて、君ハ、天照太神の御末、國をくもち、臣ハ、天兒屋命の御ちつれ、君をくすけ奉るべき器とちまきり、源氏も、あういでもる人臣ちり、徳もちり、功もちり、高官ふのりて、人よたおさバ二神の御とがめありぬべき事ぞ、ちり、上古よも、皇子、皇孫おなくて、諸國にも封せしを、将相よと任せられき、崇

標註 和皇正統記 卷

神天皇十年に初めて、四人の將軍を任せて、四道へつら
をらしきしも、みまは皇族あり、景行天皇五十一年、まどめ
て、棟梁の臣をおきて、武内宿禰を任^ぜ成務天皇三年、
大臣と^す我^が朝、大臣是^は六代の朝につらへて執政あり、
この大臣も、孝元の曾孫ありき、然きども、大織冠、氏を
あやうし、忠仁公、政を攝せしより、專輔佐の器と
て立ちあへり、神代の幽契のまゝありぬらにや、開院
の大臣冬嗣、氏の衰へし事を受けきて、善をつと、功を
かたね、神といのり、佛に歸せしれり、其の志も相
くも、^い親王をまことり、才もたらく、徳
もおそしけるふや、其の子、師房、姓を給りて、人臣に列
せしきき、才藝、古に耻ぢ、名望、世に聞えり、十七歳

この親王、具平親王をいふ

懸車の齡ハ八十をいふ
宇治の關白、賴通あり

御堂ハ道長をいふ

て納言に任^じ數十年の間、朝廷の故實を練り、大臣、大將
にのりて、懸車の齡までつらふま^つ親王の女、祇
子の女王を、宇治の關白の室あり、依りて、此の大臣を、
彼の關白の子ふ^し給ひて、藤氏にかま^り、春日の社も
もまわりつらふま^しれり、又やがて、御堂の息
女に、相嫁せしれ^り、子孫も、ま^は彼の外孫あり、此の
ゆゑ、御堂宇治を、遠祖のおとく^し思へり、そま^{より}
このあ^と、和漢の稽古をむねと^し、報國の忠節を、しきと
す^ら誠あるよりてや、此の一流の^も絶え^ずて、十餘
代よおよべり、其の中も、行迹う^とがも^し、貞節おろ
そのち^らう^とびも、おのづ^ら衰へて、跡なきもあり、向
後といふとも、は^らみ思ひ給ふべき事あり、大^うと、天

訂正 申 三 元 七 口 卷

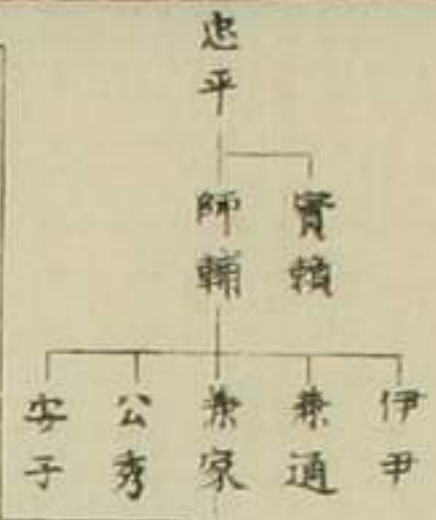
五十

教育書專賣所

皇の御事を志る奉る中、藤氏の世よりハ、所々申
せり、源のちのまも、久しくちりぬるうへよ、正路をふむ
べき一を心をばして志るせり、君も村上の御ま
がき一と不臣にて、十七代に成らせ給^ひ臣も、此のすま
の源氏こそ、あひ傳ちりたまは、只、この君の徳ぞすま
給ひ々々故よ、餘慶あるほどぞあふぎ申し々々
第六十三代、冷泉院、御名ハ憲平、村上第二の御子、御母ハ、
中宮藤原の安子、右大臣師輔の女あり、丁卯^四康保のとし
即位、戊辰に改元、^{和安}此の天皇、邪氣おもしろま々々ま、即
位の時、大極殿に出で給ふ事も、たやすらるまどか、^和け
るよや、紫宸殿より、其の禮ありき、二年をうりて、讓國
六十三歳たたましき、此の御門より、天皇の跡を申は

みら後代のうどめら
り、桓武天皇の朝、淡海
三船に詔して御誡を
撰をり給ひき

は、又、宇多より後、謚を奉らば、遺詔ありて、國忌、山陵を
おれらる事を、君父のかしき道ふれど、尊號をとくめ
らましことハ、臣子の義よあり、神武以来の御跡も、
ま、後代のゆどめらり、持統、元明よりこのうと、遜位、或
出家の君も、謚をとてまつ^る天皇とのこそ申すめれ
中古の先賢の議ちきども、心を得ぬことちり
第六十四代、第三十五世、圓融院、御名ハ守平、村上第五の
御子、冷泉同母の弟あり、己巳^二安和の年即位、庚午改元、天
天下を治め給ふ事十五年、禪讓、尊號、つねのこと、^一翌年
のふどよや、御出家、永延のころ、寛平の例をむいて、東寺
にて、灌頂せはせ給^ひ御師を、すまもち、寛平の御孫弟子
寛朝僧正ありき、三十三歳たはまし



第六十五代、花山院、御名ハ師貞、冷泉第一の御子、御母ハ、贈皇后藤原の懷子、攝政太政大臣伊尹の女なり、甲申永觀二の年即位、乙酉寛和改元、天下を治め給ふ事二年ありて、俄に發心して、花山寺にて出家し給ふ弘徽殿の女御太政大臣為かくきて、悲歎まじく折をえて、粟田の關光の女なり、いと藏人の辨と聞えし比よや、その白道兼の大臣の、いと藏人の辨と聞えし比よや、そののりし申してけるを、山々をめぐりて、修行せさせまじく、後、都にけりて、すませ給ひたり、こまじく、御邪氣ありとぞ申しける、四十一歳おとしまじき

第六十六代、第三十六世、一條院、御名ハ懷仁、圓融第一の子、御母ハ、皇后藤原の詮子、後にハ、東三條院と申し攝政太政大臣兼家の女なり、花山の帝、神器をすて、宮を出

准三官、大皇后宮、皇太后宮、皇后宮の三宮、准、封戸を賜ふといふ

てたまひし、太子の外祖にて、兼家の右大臣おとし、内よまわり、諸門をうごめて、讓位の儀をたふさるれき、新主をもちまじく、攝政の儀ふるき

ごと丙戌寛和の年即位、丁亥に改元、永延そのち、攝政病より、嫡子内大臣道隆よゆづりて出家、猶准三宮の宣をかうふ家の執政の人、出家のよし、其の比、出入り、源の満中出家し、此の道隆、をいひける、大臣を辭して、前官よて關白せしき、前官の攝關も是病ありて、其の子内大臣伊周、志むくく、あひかはりて内覽せしき、相續して關白たるべきよしを存せしきけるよ、道隆りくきて、やがて、弟右大臣道兼なりぬ、七日といふに、あへちくせしき、其の弟よ道長、大納言

訂正 神皇正統記中卷 五十二 教習書專賣所

にておむしりて、内覽の宣をかうぶりて、右大臣までい
 うまゝに延喜、天曆のむらゝを、おぼしめしけるよ
 や、關白ちやめられよき、三條の御時りや、關白して、後一
 條の御世のなほめ、外祖にて攝政せし^{まね}兄弟おなくた
 らせしに、此の大臣の御ちのま、一に攝政關白ハ給ひ
 しぞか、むらゝも、いゝち故に、昭宣公の三男にて
 貞信公、てい志んこうの二男ふて、師輔の大臣ちりま、師
 輔の三男にて、東三條大臣、東三條の三男にて、^{道綱の大}
 う、はきと三男よこされ^り此の大臣、ちち父の立て
 よりて、道長を三男としり^りこの大臣、ちち父の立て
 らる嫡子ちりて、自然よ家をつられ^り祖神のはう
 もせ給へる道にこそありけめ、^{いづきも先兄よこえて}
 ことありきと申す事にあまきと、^{此の御代りハ、はるべき上}
 此の御代りハ、はるべき上

東三條ハ兼家ちり

上達部公卿の通称
り位ハ三位以上、官ハ
參議以上をいふ
諸道、紀傳、明經、明法等
をいふ

達部、諸道の家々、顯密の僧までも、すゞまゝの人おふの
 べき、はきバ、御門も、わき、人をえ^ら事ハ、延喜、天曆にま
 はまりとぞ、自歎せはせ給ひらる、天下を治め給ふ事二
 十五年、御病の不どお讓位ありて、出家せはせ給^ひ三十
 三歳たえ^りた
 第六十七代、三條院、御名ハ居貞、冷泉第二の子、御母ハ、皇
 太后藤原の起子、是も、攝政兼家の女ちり、花山院、世をの
 がせ給ひ^らバ、太子に立ち給ひ^らが、御邪氣のゆゑよ
 や、をり^ら御目のく^らくおは^らけるとぞ、辛亥^ハ寛弘の
 年即位、壬子よ改元、^和長天下を治ふ事五年、尊號ありき、四
 十二歳おな^りま^りき
 第六十八代、後一條院、御名ハ敦成、一條院第二の子、御母

ハ、皇后藤原の彰子、院と申しき後上東門攝政道長の大正のむす
 めり、丙辰五長和のとり即位、丁巳改元、仁寛外祖道長の
 大臣、攝政せしむるが、後、攝政をハ嫡子頼通の内大臣
 におとし、にゆづり、猶太政大臣にて、天皇御元服の日、
 加冠、理髮、父子ちりびて勤仕せしむるこそ、めづるの
 事、二冷泉、圓融の兩流、三なる、四志せ給ひに、三
 條院、五くま給ひて後、御子の教明の御子、太子と居り、
 ひが、心とのおれて、院號かうふて、小一條院と申し
 き、これより、冷泉の御流、たえふたり、冷泉を元とて、御
 すも、正統とあそ申すべし、六り、七むろ、天曆の御
 時、元方の民部卿のむすめの御息所、一のこ、廣平親王
 をり奉^る、八九條殿の女御まわり給ひて、第二の皇子、九冷泉

元方の民部卿のむす
 め、更衣藤原の御姫を
 指せり

此の東宮ハ、小一條院
 ちり

よま、いでき給ひ、ころより、惡靈にちりて、此のこ
 も、邪氣よちやまはきま、一花山院、俄に世をのがき、三
 條院の御目のくく、此の東宮の、かく身づらありぞ
 き給ひ、二怨靈のゆゑちりこそ、圓融も、一腹の御弟
 におとしませと、是までハちやま、申し、三なるも、志
 かるべき、繼體の御運ま、四ける、五東宮ちりぞ
 き給ひ、六この天皇、同母の御弟、敦良親王立ち給ひ
 き、天皇も、御子ちりて、七の東宮の御末、八繼體せしせと
 まひ、九天下を治め給ふ事二十年、二十九歳おけ、一〇ま
 ーき

第六十九代、第三十七世、後朱雀院、御名ハ、敦良、後一條同
 母の弟ちり、丙子九長元の年即位、丁丑に改元、長天皇、賢明

長久のころ云々、長久元年九月十日の事なり

貞任宗任云々、貞任宗任ハ阿倍頼時の子なり、父祖數代陸奥ニ居りて、豪族を以て聞えり

賴光
賴信
賴義
義光

ふまゝにせしむるに、けらとを、はもと、其のころ、執柄、權を不し、た
まゝにせしむるに、御政の跡き、たえ、無念、ち、事、に
や、長久のころ、内裏に火ありて、神鏡やけ給^{ひぬ}、猶、靈光を
現し給ひけまば、其の灰をあつめて、安置せしむるに、天下
を治め給ふ事九年、三十七歳おはし、まゝに
第七十代、後冷泉院、御名ハ親仁、後朱雀第一の子、御母ハ、
贈皇太后藤原の嬉子、^{本ハ}攝政道長の大^ハ臣、第三の女、
り、乙酉^{寛徳}二年即位、丙戌^{承永}改元、此の御代の末つり
た、世の中やすうに聞えき、陸奥の貞任、宗任とといふ
者國をみづりけまば、源賴義に仰せて追討せしむ^る、^{陸奥}賴義
の守に任ぜしむるに、鎮守府の將軍を兼ねぬ、彼の家鎮守將
軍に任ぜしむるに、曾祖父経基ハ、征東副將軍
十二年ありて、ちんちんおつめりける、此の君の御子

まゝにせしむるに、後朱雀の遺詔にて、後三條東宮よ
居給へり、つらば、繼體も、うねてより、ちとまりたるふた
そ、天下を治めたまふこと二十三年、四十四歳おはし、ま
しき



標註神皇正統記中卷終



明治二十五年三月六日 印刷
同 年三月七日 出版

版權所有

著者 著者 發行者 印刷者 發兌

東京小石川區西江戸川町一番地 今泉定
東京牛込區水道町四十二番地 畠山
東京神田區柳原河岸十四番地 辻 敬
東京下谷區練堀町六十八番地 沼尻 為
東京神田區柳原河岸十四番地 普 及

介 健 之 作 舎

訂正標註 神皇正統記中卷終

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]



明治二十五年三月六日 印刷
同 年三月七日 出版

版權所有

著者 著者 發行者 印刷者 發兌

東京小石川區西江戸川町一番地 今泉定介
東京牛込區水道町四十二番地 畠山 敬之健
東京神田區柳原河岸十四番地 沼尻為作
東京下谷區練堀町六十八番地 過 敬之健
東京神田區柳原河岸十四番地 普及舎



